

予算特別委員会会議録(2)(12.3定)			
日 時	平成12年 9月18日(月)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 7時31分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	西脇委員長、前田副委員長、成田・松本(聖)・見楚谷・久末・小林・佐々木(勝)・渡部・北野・高橋・佐野 各委員		
説明員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・市民・福祉・環境・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 教育委員長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員 長 署 名 員 署 名 員 書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に松本光世委員、佐々木勝利委員を指名いたします。

13日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

なお、本日は共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

それでは、共産党、北野委員。

○北野委員

教育委員会の会議録について

教育委員会の会議録について質問いたします。

資料で提出していただいています学校の適正配置について、本会議でも指摘しましたが、9月16日付で教育委員会の事前の了承を得たということをもって道教委に要請書を提出していますが、資料でいただいている何月何日の教育委員会で事前の了承を得たのですか。

○(学教)総務課長

ただいまの了承を得た教育委員会のお尋ねでございますが、5月31日の第5回定例会議において了承を得ております。

○北野委員

5月31日の報告第1号ですね。ここには学校教育部主幹から小樽市中学校適正配置計画について報告があったというだけで、了解をもらったなんていう記録になっていないんですよ。どういうことですか。

○(学教)総務課長

この点につきましては、従来、報告事項につきましては、報告をするとともに、報告についての了承を得るものと得ないものがございますが、得るものも含めて記述がまだ報告についてというような記述になっておりまして、特に委員長の方から教育委員会として了承を得たというような記述をしていなかったという経過がございます。

○北野委員

小樽市教育委員会の条例で、会議の記録については指示されていると思うんです。これに沿って考えて、どういうふうに理解すればよろしいんですか。

○学校教育部長

教育委員会の会議録につきましては、条例というお話ございましたけれども、教育委員会会議規則の中で、第19条なんですけれども、教育委員会を開催後につきましては、会議録をつくらなければだめ。20条に細目について規定されてございまして、それとの今回お出しした資料との照らし合わせいたしますと、その中で、事務報告の要旨というそのところと、議題及び議事の対応、この2点について記載不足があったと、こういうことでございます。

なぜこういった議事録のつくり方をしているかとこうなりますけれども、これについては、従前から報告関係については、了承したとか、了承しないとか、そういう記載の仕方ではなくて単に報告と、こういう従来からやってきた報告をそのまま踏襲してきたというか、そういった経過の中でここに至ったわけでございます。

○北野委員

従来からの記載の仕方について、規則で定められているとおりで書かれていないというのはおかしいことです。傍聴人規則もありまして、許可得た者は傍聴できることになっているんです。傍聴者が見ていることさえ、聞いて

いることさえ記録にない。しかも、後でも指摘しますが、これは重要な問題ですから。そこで事前の了解をもらったということをにしきの御旗にして、教育長が教育委員会の職務権限である学校の廃止を前提にした要望書を道教委に出すということは納得いかないんです。どういうわけで記録にこれ載せなかったんですか。従来からそうやってやっていたということでは納得いかないんですよ。

これは、市長と教育委員長にお尋ねしたいんですが、市の職員も管理職員などが市長部局から教育委員会に異動になりますよね、あるいは教育委員会から市長部局に異動になるわけでしょう。そのとき、担当の管理職の方が、条例に基づいて記録が作成されてなかったらそれを正すべきでないですか。従来からやっているからそれでいいということだったら、条例どおりやられていないということを認めたまま事業を執行するということになるではないですか。このことについて市長はどう考えるか、それから教育委員長はどうお考えか、お答えをいただきたい。

○市長

今の会議録の記載の関係でございますけれども、一応教育委員会の会議規則でもって定められております記載事項ですか、これについて記載がまずあるかないか、あるいはまた従来の記載方法にもし不適當なことがあれば、やはり、今後の情報公開という立場からいきますと、きちんと記載すべきものであろうというふうに思います。

○教育委員長

ただいまのご質問に対しまして、教育委員会はご存じのように委員の合議機関でございまして、個々の質疑応答については記載をしない。合議の結果について、どのようなことが議題になったか、あるいは結論については、これは、今、結論が書いていないというご指摘がございましたが、今後、次回の教育委員会において検討いたし、善処するつもりでございます。

○北野委員

教育委員長は非常勤の方ですから、教育委員会の議事録を規則に基づいてどう書かなければだめかというのは事務当局の責任に属する問題だと思えますけれども、結果を書いていないからというだけでなく、規則では、結論はもとより、議題及び議事の対応となっているんです。

だから、当然この規則に照らせば、今回、5月の教育委員会の定例の会議で事前の了解を得たというのであれば、なぜそういう議論になったのか、その結論はどうだったかというのは、規則に照らして書かなければだめなことなんです。それが書かれていないから誤解を与えるし、私は、教育委員会がそれを記載すれば、教育長が学校廃校にかかわる事務は委任されていないわけですから、それを実際に教育長の名前でやるということは適法でないということを承知していたから、意図的に載せなかったんじゃないかという疑いもあるんですけれども、これについては教育長どう考えますか。

○教育長

そういう疑いをかけられるということは全く残念なことなんです、議事の対応と申しまして、ただいま、委員長が申しあげましたように、議事は教育委員会の合議で、その議題と結論を書くということでずっとやってまいりました。教育長も教育委員の一人でございますので、教育長の発言とか報告内容についても記載がないと、そういうような形になっております。しかし、そのことでは議事の対応のていをはなしていないというご指摘ですので、先日もお答えいたしましたとおり、次の委員会から協議をお願いしたいと考えております。

○北野委員

改めて伺いますが、今、資料として出している中で不十分な点があると言いましたが、教育委員会と相談するに当たって、事務当局としては、議事録のどこをどういうふうに充実させるというふうに考えておられますか。議事録に関してはこの点だけご答弁を。

○学校教育部長

表紙の2枚目でございますけれども、上から日時、場所、出席委員、それから説明のための職員、それから議題、

それから開会とこうなっておりますけれども、開会の前に議事の対応という1項目を入れまして、これについては次ページ以降におきまして、この協議内容の結果について、こういったことを協議して、あるいはどういう報告を受けて、その結果教育委員会としてどういう結論になったかと、その辺の記載について補強してまいりたい。これについては、教育委員会との協議事項に属する事項でございますので、次回の教育委員会で協議をさせていただきたい。

○北野委員

規則に基づかない極めて不十分な、しかも情報公開条例に基づいて市民が要請して見たら、明らかに事後報告というふうに受け取られる、そういう会議録になっているんです。

だから、こういうことを今までずっとやっていたということなんですか。これはとんでもない話だと思うんです。

だから、これ市長にもお願いしますけれども、こういう事例がほかにないかどうかという心配があるんですよ。情報公開条例に基づいて市民が閲覧する、あるいは写しをいただくというふうになったわけです。市長がどういうふうに行っているか、あるいは関係行政機関がどのように事務を行っているかということについて、誤解を招くような資料を情報公開に基づいて市民に与えたら、これはとんでもないことだと思うんです。

だから、一々そういう情報公開の条例に基づいていただいた資料を見て発言なり意見したと、そうすると関係の行政機関や部局から、それはかくかくしかじかでそうではありませんと、一々そういう説明がなされるんだったら話にならないんですよ。だから、こういうことを長期に放置していたというのは、本当に許しがたい話だと思うんです。この辺は十分指摘を酌み取っていただいて、改善のために努力をしていただきたい。市長部局を初めとする各行政機関ですけれども、このことについてはきちんと再点検していただきたいということを要望しておきます。

○北野委員

学校廃止事務について

次に、学校廃止事務に関して質問いたします。

今回の学校廃止に関する事務は、関係法令のどこを根拠に進めましたか。

○学校教育部長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に、教育委員会の職務権限ということで19の項目が指定されてございます。その第1号に、「教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校の設置管理及び廃止に関するることについては、教育委員会の選定に基づく」、こういうことでございますので、これをもとに事務を進めているものでございます。

○北野委員

そうすれば、続いて25条では事務処理の法令の準拠がありますね。「執行に当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則及び規定に基づかなければならない」、これに基づいてやっているわけでしょう。それは間違いありませんね。

そうすると、本会議でも指摘しましたが、教育委員会の事務委任等規則の2条で、委任事項の中に、教育長に委任されている事務の中に学校の廃止事務はありませんよね。そこで伺いますが、今回の石山、東山、住吉の3つの中学校の廃校に関連して、道教委へ教員の加配を要望する事務は、当然教育委員会の職務に属することですね。お答えください。

○学校教育部長

廃止に関することについては教育委員会の職務権限に属する事項で、それは間違いございません。

○北野委員

そうであるならば、6月15日付で道教委に石田教育長名で出した文書は、教育長名では提出できないんじゃないですか。教育委員会名でやるというのは、少なくともなさなければならないことではないですか。教育長名で出し

たというのは、僕は、これは職務権限を超えていると思うんですが、どうですか。

○教育長

先日もお答えいたしました、教職員の配置については教育委員会の職務になっております。しかし、私が要望書を出したのは、教育委員会にご了解を得ながら、標準法に基づかない、道教委の年次計画に基づかない加配教員について中学校長会から要望が出ておりましたので、そのことの取り扱いについてお願いに行ったことであり、教育委員会の職務を逸脱していると、そういうふうには考えておりません。

○北野委員

私は、教育長の答弁はすりかえだと思うんです。そもそも、教育長が教員の加配を要求したのは、学校の廃止に伴って3つの中学校が3年生2クラスしかいなくなるから、教員が足りなくなるからということで出しているんでしょう。だから、大前提というか、基本は、あくまでも学校廃校事務にかかわることではないですか。それを、なぜ教育委員会の職務権限なのに教育長の名前で文書を出せるんですかということです。定例でないからいいということでないでしょう。そういう一般論でなくて、廃校を前提とした事務なんですから、そこにかかわる加配を要求したということは、教育長はできないはずですよ。

○教育長

3月の段階で、一斉実施から学年進行、卒業学年の学校残留を、卒業を予定したというふうに方向を変えましたから、父母の皆さん、教職員の方々から、これでは学校教育内容に十分でない不安を生ずる恐れがあると、教育委員会で適切に対処するようにという要望が相次ぎました。そして、5月の下旬というのは、道教委で翌年度の教職員の需給調整といいますか、どのくらい希望があるかということ进行调查する時期にも当たっておりましたので、私どもはそういう保護者の不安や教職員の心配について早目にお答えいたしたいという、そういう気持ちもございまして要望を行ったもので、教育委員会の職務を侵すという、そういう気持ちは全くございません。

○北野委員

今の教育長の答弁で2つ疑問があるんです。1つは、定例の異動の動向を道教委がつかみたいということにこたえてやったというわけでしょう。だから、これは結局、そういう定例の教員の異動その他については、これは教育委員会の職務権限ですよ。教育長は委任されていないはずなんです。これが疑問がある1つです。

それから、2つ目は、こちらの方が大きいと思うんですが、5月の末と言いましたが、そこで道教委が行うというのは、これは道教委が毎年やっていることだと思うんです。それは私はそうだと思うんですが、だから、小樽市の行う廃校の作業というのは、時期的に間に合わなくなっているんですよ。だから、無理しているいろんなトラブルを生ずるようなことをやらなければ来年度実施できないですから、このこと自体1つとったって、来年の4月1日から学校の適配を実行するということは、もう日程的に無理があるということを逆な意味で証明しているというふうに思うんです。

この2点についてお答えください。

○教育長

その2点、同じ形になると思いますので、1つにまとめてお答えさせていただきます。

1つは、教員の需給調整の道教委の時期というのは、例年そのとおりでございます。しかし、私どもは、いわゆる第3学年に卒業させるという形で、真っすぐまいりますと道教委は標準法の決定のとおり実施をするでしょうし、そうなりますと、校長以下教員5人の6人という体制で需給調整というか、これだけあればいいというふうに結論を早目に考える。そういうふうにもおそれもありまして、私どもとしては、6人が標準法でそのとおりですと突っ張られればそれまでなんですけれども、少なくとも3年生の進路指導、父母の心配、教職員のそういう不安を取り除くためには加配要望をするのが当然教育委員会の教育長としての任務であろうということで、当然、要望書が出たことですので、そのことについて要望したということでご理解をいただきたいと思います。

○北野委員

それで、後段の答弁は。日程上無理なんですよ。前から言っていたけれども。

○教育長

いわゆる標準法どおりに道教委が認可するとすれば、日程上全く無理はないんですけれども、そういうことでなくて、加配をお願いしてやって、そこで不安を取り除きたいという形の、そこに力点を置いてやったので、ご理解をいただきたいと思います。

○北野委員

答弁聞けば聞くほど、当然3校を廃校にするということであれば、5月下旬の道教委の意向調査に間に合わないということは初めからわかっているんですよ。けれども、教育委員会の議決は8月2日なんですから。だから、そこで定例の教員をどうするかということになれば、平成13年4月1日に実行ということは当然無理なんですよ。正式決定してから事を運ぶというのが本当なんですから。だから、地教法の教育委員会の職務権限の中に、定例の人事についてあるでしょう。定例とは書いてないけれども、人事異動については教育委員会の職務権限でしょう。そうすると、定例の人事は5月にあらあら意向調査をして来年の配置を決めるわけですから、だから、当然今回の小樽市の行う適正配置は、時間的に間に合わなくなってくるんですよ。それを間に合わせようというところから、いろいろな無理があると思うんですよ。

だから、父母の皆さん方がその他の問題もあって、せめて1年延期して、納得いくようにしてほしいというのは、このことからいっても当然のことなんです。いかがでしょうか。

○学校教育部長

私、今回のことで何が問題になったのかということで振り返って考えた場合に、要望というのは、これは教育長からできる行為でございまして、中身が教育委員会の議決前に、あたかも廃止を前提とするような、そういった内容の文書で書いた、ここの部分が大変問題になっているんだろうと、こういうふうに思うわけでございます。これにつきましては、私どもの考え方といたしましては、事前に教育委員会と協議をし、了承を得てやったことだから、こういうことでお話しをしてきたんですけれども、法令との関係でいきますと、あくまでも教育委員会の専権事項に属することでございますので、この辺については今後注意をしていかなければならない、こういったことで議会の方に本会議でご答弁させていただいたところでございます。

それから、後段のくだりで、時期的に間に合わないからという話がありました。確かに、あの日程から追っていきますとそういったご指摘もあるかもわかりませんが、私どもは、第2回の保護者説明会、あるいは中学校長会、その他から、教職員の増員確保について早期決着を求めていると、こういった声があったので、教育長の要望という、内容の点には問題があったと思いますけれども、そういった要望行為の中で行ったと、こういうことでございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○北野委員

教育長と学校教育部長の答弁については、後ほどもう一度伺いたい。教育委員長の午後の診療のこともありますから、最後に教育委員長に伺っておきたい点があります。

中学校3つの廃校を教育委員会で8月2日に議決する前に、なぜ5月の教育委員会で、教育長からの申し出で道教委に教員の加配を要望する文書の提出を教育委員会としてお認めになったんですか。議決前ですから、私はやってはならないことだと思うんです。いかがでしょうか。

○教育委員長

ただいまの件に関しましては、教育長並びに学校教育部長がるご説明申し上げているとおりでございますが、教育長からその加配の問題について要望したいというお話がございまして、それについて教育委員会としては了承をいたしました。

○北野委員

再度教育委員長にお尋ねいたしますが、先ほど学校教育部長が一番最初に答弁ありましたように、学校廃止の有無は教育委員会の職務権限なんですよ。議案として議決しなければならないんですね。これを決めたのは8月2日なんですよ。それに先立って、5月の定例の会議で、決めてもないことを前提に事を運ぶ文書を道教委に提出するということは、教育委員会として筋が通るんですか。みんなで協議したからいいということではないと思うんですよ。議決もしていないのに了承を与えたということは納得いかないで、説明をいただきたい。

○教育委員長

議決の件につきましては、いろいろの、例えば議会等のこともございますので、教育委員会としては、父母の意見とか、いろいろお伺いしてから議決に至ったわけでございます。

ですけれども、やはり、今申し上げましたように、道教委の方の計画もございますので、この時点で、私どもは要望という形でお出しをしたわけでございます。

○北野委員

教育委員長の見解は承りました。それで同意するということではありませんけれども、午後の診療にも差し支えるようですから、私が委員長さんにお伺いしたいことは以上でございます。他会派がよいというのであれば、教育委員長に退席していただいて結構です。

○委員長

皆さん、退席していただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

では、どうもご苦労さまでした。

北野委員。

○北野委員

今の質問に戻しますけれども、教育委員会が議決しないのに、相談があったから議決もしていないことを前提に事を運ぶということになったと、これは何のために地教法があり、関係条例があるのかわからなくなりますよ。さっき、法令、条例に基づいて、準拠してやるというふうになっているでしょう、事務処理については。あなた方自身が認めているんですよ。そういうことに照らして、これは絶対にうまくないですよ。

教育長の仕事で道教委にいろいろ要望書を出すと、そういう一般的なことを私は否定しているのではないんです。学校廃止を前提にした事業にかかわる文書を教育長が出せるなんてことはないんですから。どうしてそういうことを教育長が、一般的に道教委に文書でもっていろいろなことを頼めるかという範疇にくくってそういう文書を出したのか、私は絶対納得いかないですよ、これは。廃校の事務は教育委員会の権限であるということを本会議でも答弁しているんですから、どうしてそういうことをやったんですか。一般的な、教育長が道教委への文書を出すことを、要望することは、私は否定はしませんよ。これは教育長の権限だと思いますから。

○学校教育部長

開き直るわけでもございませんけれども、私どもの認識としては、教育委員会の職務権限だと、こういうことを強く認識していたわけでございますので、したがって、事前に了解をとったと、こういうことでございますので、ご理解のほどをお願いします。

○北野委員

教育委員会に事前の了承を求めること自体がいいかどうかということが問われるんですよ。教育委員長は非常勤ですから、教育長以下教育委員会の専門のメンバーが、そういうことを教育委員会に諮ること自体が間違っていないんですか。どうしてそういう行為を行ったんですか。

○学校教育部長

今回の実施計画をつくる上で、第2回説明会の中で、やはり最大の焦点になったのは、この対象3校の教職員の配置と、こういうことでございます。この配置がどうなるんだと、こういうことでもって実施計画が策定できるかどうか、こういったことにあったわけでございますんで、私どもとしては早期対応を行ったと、こういうことであります。

○北野委員

だから、結局、先ほど指摘した学校の適正配置の実施が無理なんです。5月に要望していかないと間に合わないというんだったら、私は今回適配も反対ですけれども、百歩譲って適配賛成の立場からいったって、平成13年実施は無理だということを、そのこと一つでも明白ではないですか。そういうことをわかっていていろいろな無理なことをあなた方はおやりになるから、こういう質問が出るんです。

それから、教育長が先ほど答弁された、中学校の校長とか父母の皆さんから、3つの中学校が3年生2クラスだけになって教員が足りなくなるから、何とかそれは教員を配置してほしいと、これは当然の要求です。だから、それに沿って道教委に要求する、あるいは道教委がだめだと言うんだったら小樽市独自で教員を配置するとか、賛成の立場からいくと、そういうことをしなければだめなんです。

けれども、そうであっても、8月2日の議決前に何から何までやってしまおうという、そういうところにしわ寄せは来るんですよ。だから、教育委員会の権限を侵して、教育長が教育委員会の権限に属する学校廃校事務にかかわって要望を出さなければならなくなるんですよ。だから、この点からいっても、学校の適正配置は、平成13年4月1日実施は無理だと。少なくとも1年延期して、正規のルールでやるべきですよ。8月2日の議決以降、必要な手を打てばいいんですから。

だから、それに先立って事を運んだというのは、やはり私は納得いかないんです。私の言い分が間違いだということであれば、ちゃんと関係の法令、解釈、その他を全部示して、納得いくように説明してください。

○教育長

このご指摘の点については、本会議の席上、一応両方の認識について、そういうお考えになられたということについて重大に認識しておりますので、今後注意をもって計画を進めてまいりたいと考えております。しかし、いろいろと議会にお願いもしてあり、各教育関係者にも説明は十分しておりますので、平成13年度4月1日からの実施に向けて、今後も努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○北野委員

そういう不十分さというの、私はこれは関係法令を踏みにじり、規則を踏みにじっている行為だと思うんです。そういうことを不問にして、平成13年4月1日からの実施を認めてくれというのが教育長の今の答弁なんです。これは認めがたいです。

さっき聞いたことにお答えになっていませんが、本来、議決前に教育委員会の了解をもらうなどという行為は、あってはならないことなんです。それをなぜやったんですか、教育長以下事務当局が。

○学校教育部長

その件につきましては、先ほどお答えしましたとおり、実施計画をつくる上で、当時の状況として教職員の3校の配置というのが非常に焦点になってございまして、私どもとしては、できるだけ具体的な実施計画をつくりたいと。そういった中で、やはり教職員の関係につきましてはある程度具体性を持たせた形のものが必要だろうと。そういった中で、教育委員会の職務権限に属する事項でございましたので、私どもとしては事前に了解をとり、そして行動を起こしたと、こういう経過でございます。

○北野委員

そうしたら、議決前であっても、教育委員会が了解すれば、教育委員会の権限に属することをどんどん進めてい

いと、無制限に何でもできるということでしょう。そんなことがあっていいんですか。

○学校教育部長

私、そこまで幅を持たせた考え方を言っているのではなくて、あくまでも議決してから行動に移す、これが原則、そのとおりでございます。ただ、今回の教職員の場合は、計画をつくる上で早急に考え方を示していく必要があるだろうと。そういった中にやったことでございまして、これからは議決なしに行動を起こすとか、そういったことについては、教育長が本会議でご答弁しましたとおり、それは狭めた考え方を持っています。これは当然のことだと思います。

○北野委員

ここまではっきりしているんですから。8月2日に教育委員会が3つの中学校の廃校を議決して、それから事を運んだんでは平成13年4月1日実施ができなくなるからでしょう。

だから、5月の末の道教委の来年度教員配置にかかわって加配を求めなければならないということから越権行為が始まったんですよ。だから、このことをとって、これは来年の4月1日からの実施は無理ですから、本議会に提案されている条例、関係の補正予算は撤回していただきたいということを要求します。いかがですか。

○学校教育部長

ただいま、その件については教育長がお答えしましたとおり、私どもといたしましては、平成13年4月の実施を前提に、関連予算、それから関連議案を出してございますので、ご審議のほどをしていただきたいと、このように思っております。

○北野委員

肝心なことに答えないで、ただ提案したんだから、そういう意向なんだからやってくれの一点張りですよ。道理がなかったらだめなんです。どうしてそういうことにこだわるんですか。私たちは、今初めて、この適配は実施年次に無理があることを言ったのではないですよ。当初から指摘したのをあなた方は知っていたではないですか。それに耳をかさないで、何が何でも平成13年4月1日からやるんだということを強引に押し進めたからこういうことになるんですよ。

だから、私たちの当初からの、急ぎ過ぎだ、無理があると言ったことが、それが正しいということが今の時点で明らかになったんですから、関連の条例案、予算案を撤回して、8月2日の議決前に戻して、そこからスタートして、それぞれの関係法律、条例、規則に照らして順序よくやっていただきたい。最小限、そのことは賛成の立場からいったってやるべきことではないですか。もう決めたから、法も条例も関係ないと、多少ミスっても見逃してくれと。こんなことを議会に要求されても、「わかりました。よろしゅうございます」というわけにいきませんよ。

今回の大観覧車の問題もあるけれども、こういう、今指摘した問題なんかでも、今後気をつけます、今後こういうことのないようにします、だから認めてくれと。こんなことを繰り返していったら示つかないでしょう。しかも、今回は教育委員会が大体の合意を得られたと言うけれども、得られてないですよ。だから、今回だってちゃんと陳情2本が出ているでしょう。合意得られてないんですから。

それと、今年の1学期にアンケートをとりましたね、そのアンケートに回答が、各父母にされていないんですよ。我が党にも非常に不満が寄せられています。意見を聞いておいて、意見を出した父母に、こういうわけだからこうだという回答がない。これもちょっと不誠実でないですか。意見を採用しないのであれば、なぜ採用しなかったか。せっかくアンケートで意見を求めたら回答する必要があるんじゃないですか。私は、あのアンケートは意図的だから、ああいう形式には賛成するものではありませんが、しかし、物事の道理からいって、当然、理解を求めるといふのであれば、回答して、「こういうわけでした」ということぐらいは回答するのが当然ではないですか。いかがですか。

○(学教)川原主幹

3月に実施方法についてのアンケート調査を行ったところでございますけれども、この調査の目的といたしましては、まず、実施方法についてどういった意向があるのかということの確認が一つと、それともう一つは、適正配置についてどういったご意見、ご要望があるかということで、それらのご意見を集約をして、私どもで集計をいたしまして、今後の実施計画づくりに参考にしていきたいということで、これにつきましては意見をまとめて特別委員会に報告をし、保護者の方にも、この学校からこういういったご意見、ご要望がありましたということで保護者の皆様に配布をいたしまして、それらを参考に、今後実施計画づくりをしていくということで進めてきたところでございます。

○北野委員

だけど、私の質問には答えてませんよ。第2回目以降の、つまりアンケートをとった以降の学校を通じての父母の説明会は、1回目と違って集まりが非常に悪いんです。皆さん方のそういう対応だから、「教育委員会に何言っても仕方ないよ」ということになったんじゃないですか。私は身から出たさびだと思えますよ。お答えください。

○学校教育部長

第2回説明会は集まりが悪かったというご指摘がございましたけれども、私ども、これは前々からお答えしていますけれども、計画の内容が周知されていたんじゃないかと、そういったこともあるんじゃないだろうか、そのように思っています。これについては、私ども、なぜ来れなかったかそれぞれ各学校に詳細に聞いたわけではございませんので、把握はしてございませんけれども、前段お答えしましたとおり、ある程度計画が周知され、そして理解が得られている。そういったこともあって出席が少なかったのかと、そういうふうに思っています。それから、教職員配置のことで、またお話ございましたけれども、これも先ほど来話ししてございますけれども、原則的に議決になってから、それはそのとおりだと思いますけれども、やはり計画をつくる上で、3校の教職員の配置がどうなるんだ、この辺の見通しがなければなかなか計画もつけれない。そういった中で、今回事前に教育委員会の了承を得て行ったと、こういうことでございますので、ご理解のほどをお願いしたいと存じます。

○北野委員

これ以上伺っても平行線ですけれども、私は、教育委員会の議決前にそういう行為を行ったというのは、教育委員会の権限を超えた違法なものだという考えは変わりませんし、あなた方の説明では、私は腑に落ちるものがありません。

したがって、委員長にお願いしますが、後ほど理事会を開いていただいて、改めて、どういう法令、条例、規則を根拠にして、事前のそういう了解をもらったことが有効かどうかなのか。ただ、あなた方の話だけでは私はわかりませんから、法令、条例の規則等の根拠を示して、納得のいくように回答していただきたい。

今すぐということであれば、ここで休憩を求めてもいいですけれども、時間の関係もありますから、宿題として与えて、これは、その答弁いかんによってはもう一度この問題では質問させていただきたいということですので、私は納得すれば質問はしませんから。法令に照らして納得いかないというのが私の考えですから、私の考えのどこが法令、条例の理解が間違っているというのか、わかるように説明してください。ただ一般論であれこれ言って、とにかく来年4月1日から実施するんだからということを前提にして何でもかんでも事を進めるということは、絶対に納得できないということが1つです。

それから、教育委員会の答弁の中で、父母の合意を得られたというくだりがありましたけれども、得られてないから。本議会に陳情2本が出されていますから、この陳情の代表者ないし代理の方を呼んで、当委員会として意見を聞くということを、ぜひ後の理事会で検討していただきたいということです。それで、教育委員会の言うことが実態に合っているのかどうかということがはっきりしますから、これは各党の皆さんにぜひお願いしたい。教育委員会に対する質問は、そういうことを申し上げて、次に進みたいと思いますが、委員長の見解を伺いたいと思います。

○委員長

北野委員の要望もございますので、休憩中にでも理事会を開いて、この取り扱いについて協議したいと思います。

○北野委員

港湾計画の改訂について

港湾部に尋ねます。資料が出されておりますけれども、10月入港予定のフェニックスは、勝納埠頭の1番バースに接岸する以外、荷役作業はできませんね。

○(港湾)港政課長

10月に予定されておりますエーシアンフェニックスの接岸バースについてでございますけれども、入港時喫水と、貨物についても、荷主元の方から勝納サイロに接岸をしたいということで、勝納1番の希望はございます。そういう意味で勝納1番で入港したいということでございます。

○北野委員

長く答弁要らないんです。要するに、勝納埠頭の1番バースでしか作業をできないということですね、そういうことでしょう。

○(港湾)港政課長

そのとおりでございます。

○北野委員

これは3年前、インディペンデンスが接岸したバースと同じですよ。イエスかノーかでいいですよ。

○(港湾)港政課長

そのとおりでございます。

○北野委員

港湾計画の改訂について尋ねます。

小樽港の港町埠頭の3番バースは水深14メートル、長さが280メートル、この埠頭をパナマックス級が使用できないのは、航路の水深が確保されていないからというふうに理解してよろしいですね。

○(港湾)工務課長

港町の3番、マイナス14メートル岸壁でございますけれども、現在ここについては航路マイナス13メートルということで、ご指摘のとおりでございます。

○北野委員

港町埠頭に水深14メートルのバースができていて、ここに4万トンなり5万トンの船が接岸できるためには、水深を確保しなければならない。この総事業費は幾らあればできるんですか。

○(港湾)工務課長

水深14メートルの確保につきましては、2期計画の埋め立てにしゅんせつしたものを使用するという考えでありまして、これにかかる費用といたしましては、2期計画の岸壁の部分も含めまして、約110億円ぐらいを考えてございます。

○北野委員

石狩湾新港で水深14メートルバースの工事が着手されましたが、石狩湾新港のこの水深14メートルバースを完成させるために、何と何と何の工事が必要か、それぞれの総事業費は幾ら予定しているかお答えください。

○港湾振興室白岩主幹

石狩湾新港の関係でございますが、14メートル岸壁のためには、まず、マイナス14メートルの泊地、そしてマイナス14メートルの岸壁整備、港湾施設用地、道路、廃棄物処理用地などを予定してまして、個々の事業費については手元にございませんもので、今言った総事業費で162億円ほどを予定しています。

○北野委員

重ねて伺いますが、今、主幹が説明あった中に、水深14メートルを掘っても、西側から砂が流入するから、それを防ぐ工事が説明なかったんですが、それはしない予定なんですか。

○港湾振興室白岩主幹

今おっしゃられましたように、西側からの漂砂を防止するために、平成11年度から平成14年度にかけまして、あの防砂堤400メートルを計画してございます。その事業費につきましては34億円程度と聞いております。

○北野委員

そうすると、162億元に34億円がプラスされるというふうに理解していいですか。

○港湾振興室白岩主幹

はい、そのとおりでございます。

○北野委員

石狩湾新港に、小樽に先駆けて供用開始できる、こういうさまざまな事業が計画される。合わせて200億円近いお金なんですよ。小樽は110億円ですからね。だから倍近いお金をかけて、今日出された資料の2番目には、重量級の船が小樽に幾ら入ったかというのがずっと書かれていますけれども、これを見れば、小樽の勝納埠頭並びに新しくできた港町埠頭に、13メートル、14メートルの水深のバースができて、そこを供用開始できるのであれば、石狩湾新港の水深14メートルバースと関連の事業は必要ないということになりませんか。

○港湾部長

石狩湾新港の整備が必要ないんじゃないかというお話でございますけれども、新港の整備につきましては、石狩湾新港地域背後地の企業誘致を核といたしまして整備を進めてございまして、これにつきましては、道央圏の物流需要の増大に対応するために昭和48年から整備をしているわけでございますけれども、小樽港とともに日本海側の物流拠点としまして、小樽港と相互に補完しながら整備する必要があるのではないかと。こんなようなことで我々位置づけておりまして、特にマイナス14につきましても、新港内用地の、新港の土地を生かしながら、広いバックヤード、それから荷物のチップ、それから木材等を扱うためのヤードが十分確保できるということも含めまして、企業からも早期着工の要望が来ていると、こんなことから整備を進めておるわけです。私どもも経済情勢を見ながら整備を進めていかなければならないと思っておりますけれども、新港の整備については、やはりやっていかなければならない、このように思っております。

以上でございます。

○北野委員

結局、将来小樽もやるんですね。小樽港の港湾改訂計画、今9次ですけども、目標年次は平成10年代後半となっているんです。何か、さっき工務課長が2期計画というような表現を使われたんですが、これは今の9次の計画の2期計画というのがあるのか、それとも10次計画の改訂の中で港町埠頭の水深14メートルを生かす、そういう泊地というか、航路の水深を確保するのか、まず、どちらなんですか。

○(港湾)工務課長

今、中央地区の2期計画についての整備年度でございますけれども、現在、9次7カ年計画、平成14年度までの計画でございますけれども、その整備計画の中には、2期計画の分の着手は考えてございません。ただ、10次計画の部分につきましては、今後10次計画の策定をしていきますので、その中でこの分を触れるかどうかというのは、今後の検討課題になるかと思います。

○北野委員

よく理解できないんですが、9次計画の最終年次は平成10年代の後半ということで、石狩湾新港は平成17年というふうになっているんですが、小樽は定めがないんですよ。それで、あなたが今言われたからお聞きしますが、9

次計画の平成15年以降の中で、泊地や航路の水深を確保するということも考えていないで、10次計画、その後の計画でやるということなんでしょうか。

○(港湾)工務課長

今、委員おっしゃいましたのは、港湾計画の目標年次でございますけれども、これにつきましては、平成9年に改訂した港湾計画の中で目標年次を平成10年代後半ということで、おおむね平成17年ぐらいを考えてございます。ただ、今、港湾整備計画の9次、10次という部分については、これは具体の整備計画を定めている5カ年計画の中で言っている整備年次のことございまして、9次計画につきましては当初5カ年ということだったんですけれども、それが2年間延びて、9次7カ年計画ということになってございます。この後、これが平成14年までの整備計画ということでございます。

○北野委員

結局、第10次の港湾計画の改訂で、港町埠頭が水深15メートルを供用開始できるように工事をしたいというのが考えですね。そういうことは理解は違うの。平成15年、16年、17年でやるんですか。年次で教えてください。

○港湾部長

今、工務課長からお答えいたしましたけれども、港湾計画そのものは長期にわたる目標年次でございまして、港湾計画そのものは、先ほどお話がありましたように、平成17年度後半ということでの位置づけでございます。ですから、何年までということできちんとした年度は、港湾計画の中では押さえておりません。平成17年度後半と言っております。

もう一方の港湾整備計画ですけれども、先ほどお話がありましたように、9次につきましては、平成8年から平成12年ということで、当初5カ年予定でございましたけれども、これが7年間に延びた。ですから、平成14年になりました。次は、港湾整備計画は10次になりまして、これは15年間となります。だから、私どもは、本来その中で、今お話しのように、具体の整備計画について、その中に入れられるかどうかこれから検討していきたいと思います。といいますのは、先ほどもお話がありましたように、やはり港湾の利用状況があり、経済情勢なり、こういったものを勘案しながら、10次の中に入れられるかどうかということを今後検討していきたい、こういう趣旨でございます。

以上でございます。

○北野委員

石狩湾新港と小樽港と両方持っている小樽市の理事者としては、これは小樽港を後回しの答弁なんですよ、今言っているのは。私どもは、石狩湾新港はつくる必要ないから、直ちに中止しなさいというふうに言っています。だけど、あなた方の立場は、石狩湾新港の方は小樽の水深15メートルに限って言えば、小樽の倍近い税金を使っても先行させていると。小樽港の水深確保については、いつになるかわからないんだから、後回しでしょう。こんなことで、あなた方がこれまで基本としてきた小樽港の整備を優先的に進めるということはどうそなんですか。

○港湾部長

小樽港を優先的というお話でございますけれども、それぞれ石狩湾新港の母体の一員でもあることでもあるわけでございますけれども、私どもとしては、やはり小樽港を整備をしよう。ただ、小樽港につきましては、ご存じのように古い港でございまして、やはり相当年数たっているということもございまして、そういったところを少しずつ再開発しながら整備を進めていくわけです。

石狩湾新港につきましては、やはり背後地の企業が立地して、相当数の企業が操業をしていると。そんなところから、早期の整備が要望されているということもございまして、私たちとしては、やはりそれぞれの港の特徴を生かしながら整備を進めていくべきと、このように考えております。

以上です。

○北野委員

港湾部長の答弁をとっても、やはり、我が党が前から指摘しているように、この事業が進めば小樽港はないがしろにされるということを早くから指摘してきているんですよ。そういうことが、また事実が明らかになったではありませんか。しかも、港湾部長の答弁では、経済動向をにらみながら、10次の改訂に水深14メートルの確保をするかどうか、これを計画にのせるかどうか検討するというんでしょう。

だから、経済動向を見ながら、一方では、石狩湾新港は小樽に先駆けて倍近い金が出て、15メートルの水深を確保する事業をやっているではないですか。この事実をどう考えますか。これは市長に答えていただきたい。明らかに、小樽港をないがしろにしていることではないですか。石狩湾新港の計画をストップして、小樽港を優先させるように、皆さん方も当初から言っているとおりに事業の計画の変更を要求すべきだというふうに思うんです。

お答えください。

○市長

新港と小樽港の関係でございますけれども、現実の貨物の動きといいますか、こういう状況から見まして、先ほどの資料にもありますとおり、大型船で小樽に入るのは穀物関係が主流でございます。新港の方は石炭とかチップとか、こういった大量の荷物が入ってくると。こういう状況の中で、一定程度の整備はしていただかないというふうには思っております。

しかし、小樽港と新港の関係で、小樽市は2つの重要港湾を持っているというような状況の中で、私どもとしては、新港整備に当たっても母体負担の軽減、平準化といいますか、そんなことも考慮の中で、ぜひ港湾整備をしてほしいという要望をしていますし、小樽港につきましては、現在の貨物の動向等を見ながら、これは順次整備しなければいけない。現在、港町埠頭の問題については、何とかコンテナ船を誘致したいということで取り組んでおりますけれども、そういった小樽港の貨物の状況を見ながら、港町埠頭の整備については進めていきたいと、こう思っております。

○北野委員

経済の動向ということをおっしゃいましたが、改めて伺いますが、チップを入れる苫小牧港が込んでいるから石狩湾新港にというふうに説明聞いています。このチップは、どれくらいの頻度で石狩湾新港に入港予定なんですか。めどが立ったから工事に着手するんでしょう。

○港湾振興室白岩主幹

チップなり貨物量の見当の部分ですが、現在の部分で押さえているのは、港湾計画上の数字だけでございます。それで、港湾計画上、平成10年代の目標年次におきます扱い量につきましては外航の木材運搬船などの利用の部分で、西地区、樽川地区というような形で区分はできないんですけれども、西地区、樽川地区、合計合わせまして100万トンでございます。そして、チップについては25万トン程度ということで押さえております。

○北野委員

正確に言って。

○港湾振興室白岩主幹

105万トンで、チップは24万9,000トンでございます。

○北野委員

入港予定の船の月別で言えばどれぐらいなんですか。イメージわくように教えてください。

○港湾振興室白岩主幹

入港隻数につきましても、港湾計画上の数字より押さえてございません。それで、木材運搬船、チップ船、石炭運搬船など、1万トン以上の船というようなことで、港湾計画上では120隻程度を予定してございます。

以上です。

○北野委員

この港湾計画の貨物の予定と、それぞれの企業がとっている計画との間で矛盾は感じませんか。例えば石炭です。これは火力発電でしょう。これが主ですよ。ところが、今は原発だというんで、こちらの方を縮小計画でしょう。電力需要だって頭打ちなんだから。そういう北電の計画に照らして、港湾計画が整合性ありますか。根拠を示してください。

○港湾部長

新港の港湾計画ですけれども、平成9年改正されているわけですが、その以前から、それぞれ貨物の動向を含めた調査なり、それから企業ヒアリングを行ってきてございまして、今ご指摘のありました原発というような話がございますけれども、整合性という話もございますけれども、私どもとしては、平成6年からそういったデータ調査をしながら積み上げてきている計画でございまして、私どもとしては、現段階ではやはりこういった目標の計画を持ちながら進めていかなければならないことだと、このように思っております。

以上です。

○北野委員

当初の計画、何回か縮小したようではございますけれども、そういうのにしがみついて港湾施設だけをどんどん建設進めるということは、過大な計画になるんですよ。小樽港とあわせたら、1港で間に合うこういう大型船の貨物量しかないのに、なぜ2つもつくらなければならないのですか。そして、小樽港優先と言いながら、事実として石狩湾新港を優先になっているでしょう。事実として。

こういうようなやり方では、無駄な公共事業ということが今言われて、世論に押されて政府も形だけは手直しせざるを得ない、そういうふうに追い込まれているんですから、そういうときに、なぜ小樽の倍近い事業費を要する石狩湾新港に、わざわざ水深14メートルの施設を小樽に先駆けて建設しなければならないのか。おかしいですよ、これは。

だから、港湾貨物のバックデータ、あわせて港湾貨物の推計は当然見直しが必要になっていると思うんです。こういうのを改めて小樽市からも意見を出して、新港の方へ行行って、道側から提案されることを何でも「はいはい」と聞いているんだったら、小樽市が入っている意味ないですよ。きちんと意見を述べて、こういう無駄なことをやるべきでないと。既に14メートルバースは小樽にあるわけですから、これを生かしたことをやれば、少なくとも半分で費用は済むわけなんです。当然そういう方法をとるべきだということを開発なり、運輸省なりに意見申し上げ、道の協力を求めるというふうにしていくべきだと思うんです。これはどなたでもいいですから、見解お聞かせください。

○港湾部長

新港の整備でございますけれども、私どもといたしましても、管理組合、それから母体である北海道、それから石狩市もそうなんですけれども、先ほどお話もありましたように、やはり、母体負担の軽減などもやはり考慮しながら整備を進めていってほしいということは言うまでもないことなんですけれども、さきにお話のありましたように、国もそうですけれども、今後、やはり貨物の動向なり、そういったものを見ながら整備を進めていくべきことと思っております。

以上でございます。

○北野委員

今の計画は過大だということを指摘し、また機会を改めて質問させていただきます。

○北野委員

ごみ焼却場建設について

次に、ごみ焼却場建設に関連して質問します。

新焼却炉建設を小樽市単独で行った場合、補助の対象とならないんですか。

○環境部副参事

平成10年4月4日付で、厚生省の生活衛生局から通知が来てございます。その内容としましては、廃棄物処理施設整備国庫補助交付金交付要綱の取り扱いについてと、こういうことで通知が来ているわけですが、その中で、「処理施設の整備計画の策定に当たっては、当該市町村が単独で処理を行うよりも、隣接市町村と共同して広域的に処理を行う方が、建設費、維持管理費、技術者確保の観点から有利な場合が多いので、その方策について十分検討すること」、こういう記載がございまして。そういう面では、現実的に広域化の基本計画がございまして、これに基づかない限り、この部分からすると補助対象にならない、こういうふうに考えてございます。

○北野委員

最後のくだりが納得いかないんですよ。小樽市は単独の計画を既に持っていたわけですから、それをそのまま提案したら補助の対象にならない法的根拠は何ですか。今、副参事が述べたのは厚生省の通知でしょう。

○環境部長

今、参事が申し上げたこととあわせて、実は、厚生省の環境整備課長から、国の補助を採択をするための前段の手続として行う、おおむね秋に行うんですけれども、施設整備計画を提出をすると。それは都道府県を経由して厚生省へ提出するわけでありまして、その中の環境整備課長の書類の中に、都道府県における整備計画の観点についてという1項目があります。その中に、「都道府県においては次の事項に関する審査を行った上で、整備計画書を提出するものとする」。この提出するというのは厚生省に都道府県知事が提出するということですが、その中の第7項目に、平成9年5月18日付、通知、「ごみ処理の広域化計画について」に基づき策定した広域計画と十分に整合を図ること、そういう1項目がございました。したがって、この整合性に欠けるものについては補助採択にならないというふうに我々は理解をしているところです。

○北野委員

だから、政府の方から、小樽市単独でやったような場合は補助の対象にしませんというのはなくて、そういう通知を根拠にして環境部がそういう理解に立ったと、補助の対象にはならないというふうに判断したということですね。それだけの話でしょう。

○環境部長

私どもが、単にその文書をもってそう解釈したということだけではなくて、一連のいろいろな道との打ち合わせの中で、補助採択にならないということを確認を得て、その上でそういう判断をしたところです。

○北野委員

だから、私が言っているのは、補助の対象にならないというふうに、国なり道なりが示したそのものを出してくれと言っているんです。それだけです。あなた方がどう判断されたかということは、これまでの何回かの答弁も聞いていますから、それは見解が違いますが、環境部の主張は理解しているつもりです。ですから、国なり道なりが、単独事業の場合は補助になりませんよというふうに出した文書があるのであればお答えいただきたい。そのことです。

○環境部長

ただいま申し上げた文書を後ほど提出をしたいというふうに思います。

○北野委員

それで、一般廃棄物のごみ処理の事業は、地方分権では自治事務なのか法定受託事務なのか。

○環境部副参事

自治事務でございます。

○北野委員

改正された地方自治法では、国の関与です。これは事実上の関与です。小樽市の計画が先にあるんだから。改正された地方自治法では、国の関与が新たに定められています。地方自治法の第245条の2、関与の法定主義では何とうたわれていますか。

○環境部副参事

改正自治法245条の2に、関与法定主義という中ですけれども、その中では「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」、こういう形です。

○北野委員

環境部長に聞きますけれども、後で知らせてくれるという文書は法律や政令ではないですよ。通達あるいは通知でしょう。だから、ずばりのものではないけれども、こういう地方自治法の関与が法律で定められたのに照らし、先に小樽市の単独の焼却炉建設があるのに、厚生省の方針に基づいて、道が32ブロックに勝手に分けて、そしてこうやってやれと、そうでなければ補助の対象にしないということを言うことは、明確な関与ではないですか。そういうことはどう考えるか。

○環境部副参事

その関係でございますけれども、ダイオキシンの発生防止等ガイドライン、こういった中で、要するにダイオキシンの発生を抑制すると。その立場にすれば、各自治体の中で煙突の数を減らすだとか、それから排出基準を強化をしている。こういったような中からすれば、広域化計画の中でそれぞれダイオキシンの排出を抑制する、そういった措置をしていくということは、このガイドラインにのっとっているという考えでございます。その後、平成11年4月に、ダイオキシン類対策特別措置法が制定されております。その中でもそういった趣旨が盛り込まれていますし、我々とすれば、そういった広域計画はその趣旨に沿っていると、そのように考えてございます。

○北野委員

私の意見は、地方自治法が変わって、自治事務に対する関与については、今述べた245条の2のほかに245条の3の中でもきちんと定めがあるんです。小樽市の単独事業が計画されていたときに、後から国の計画、道の計画が押しつけられると、さまざまな理由はあるでしょうけれども、それについて道の計画に従うというよりは、当初計画どおり進めて構わないだろうというふうに私は思うんです。だから聞いているんです。だから、その関係ではどうなんですか。

○環境部長

これは当時も確かめたこともございますけれども、今回のこういった厚生省なり道がやった一連のことについては、いわゆる地方自治法で言う関与というものではないというふうなことであります。それで、もう少し聞いたところによりますと、今度のいろいろな通達などで、廃棄物の施設を設置すること自体を禁じたものであれば関与だと、しかしながら、単純に補助採択基準に合わない、合う、補助対象にする、しないということになると、直接的な意味での関与にはならないんじゃないか、こんなようなことのやりとりをした経過もございます。

○北野委員

環境部長の答弁は重大だと思えますよ。補助金をちらつかせて、そして誘導するということは常套手段なんですから。それは関与に当たらないなんていうことをだれが言ったんですか。どこのだれが言ったか教えてください。

○環境部長

これまでの道との協議の中での担当者とのやりとりの中です。

○北野委員

今、資料がないからわからないかもしれないから、これはあわせて、先ほどのものと一緒に、後で、だれが、いつ、何を言ったか。補助の対象にならないというような言い方は明らかに干渉ですよ。関与です。それを関与でな

いというふうに言うんだから、道の職員が、いつ焼却炉にかかわってそういうことを言ったのか、証拠を出してください。これは後で結構です。

それから、市長に最後にこの問題でお尋ねしますが、こういう事実上の国の関与、道の関与について、これは自治事務であるだけに、市長として自主的な判断が求められると思うんですが、こういうやり方で迫るということについてはどういう感想をお持ちですか。

○市長

自治事務であっても、法律、法令といいますが、そういうものがあれば、当然それに従わなければいけないということでございますので、基本的にはそういう姿勢で進めていきたい。

○北野委員

終わります。

○委員長

先ほど、北野委員さんからの保留がありましたが、その点を除いて、共産党の質疑を終わりたいと思います。
民主党市民連合に移ります。

○佐々木(勝)委員

キティホークの入港について

私の方からは、代表質問に関連して何点か、再質問の形になるかと思います。

1つは、市長の政治姿勢ということで、今回予定されている空母キティホークの入港計画についての市長の受け止め方、対応についてでありました。

あれは11日でしたから、それから1週間たちましたので、それで、キティホーク問題は特別委員会が予定されていますから、中身をつっ込んだことは聞きませんけれども、この1週間の動きと、それについてどんな対応をしたか、これを聞かせてください。

○市長

11日の本会議で、対応についてのお答えをさせていただきまして、一応、従来どおりの3点については確認したいという話と、それから港湾業界等の意向も十分把握したいと、こういう話をしまして、その後、港湾業界という、フェリーも含めまして、そういう関係業界からの意見を聞きました。意向といいますが、そういったものの把握もしてまいりましたし、それから、新たに貨物船が2隻、大体10月の中旬ぐらいに入港予定があると、そういう情報も新たに入りました。それから、先週の14日ですが、職員2人を外務省に派遣しまして、現在のキティホークの入港にかかわって、いろいろ市民団体の動き、市民感情、それから議会での動き、さらには核兵器の搭載有無、これについて照会をいたした、こういう現状になっています。

○佐々木(勝)委員

事実経過ですから、総合的に判断をするということです。現在、1週間の動きの中で、市長の判断は、方向性は決まっているんですか。

○市長

今のところはまだ白紙でございます。ただ、商業港に2隻の貨物船が入ることがありますので、そのことを念頭に置いた判断をしなければいけないと思っております。

○佐々木(勝)委員

詳しくはまた別の特別委員会で進めたいと思います。次に移ります。

介護保険制度について

次は、介護保険にかかわっての質問をしてみたい。

導入から5カ月たった現状、全国的な状況、それから小樽市の状況を含めて、少しずつ問題点が浮き彫りになってきたというふうに感じました。そういうことで質問は、全国情勢ですけれども、国の動きが、見直しに当たっていろいろと考えていると、財政負担、運営上の問題等々を含めて見直しを図っているというふうな動きに対して、市はどういう受けとめと対応をしているとか、こういうふうに聞きました。具体的な例はないんですけど、「見直しに当たって、地方自治体や介護現場の意見を十分取り入れていただきたいというふうに考えている」、こういうふうに答弁をもらいましたが、この中身について、市は現状をどういうふうに受けとめているのか。

○福祉部長

ただいまの地方自治体や介護現場の意見ということでございますけれども、厚生省では、4月以降に、市町村だとかサービス事業者と定期的に意見交換を行っておりますので、この中で、今申しましたような意見を十分反映させていっていただきたいというふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

それでは、小樽市としては現状の中で、提唱まではいかないんでしょうけれども、具体的にこういう意見を持っているというあたりを聞かせてください。

○高齢社会対策室長

小樽市の考え方ということでございますけれども、これは小樽市ばかりではございませんで、大体全国同じような状況にあるかというふうに思います。それで、私も、全国市長会などでいろいろ出ている介護認定におけるいわゆる痴呆の問題、国自身もこれは重々把握してございまして、今、既に今年度に入って研究会を発足させてこれに取り組むと、こういう方向を進めてございます。

それから、介護認定に当たっては、十分第2次判定といいましょうか、そういうものをきちんとやっていただきたいというようなことで、その中で、今、事例集なども近々配布されてくるだろう、こういう動きにございます。それから、低所得者対策といいましょうか、そういう問題も全国の自治体から挙がっている部分であります。これに対する国の財政的支援、こういうものも要請してございますが、これらに対する問題。それから、いろいろ代表質問で委員からもお話しありましたホームヘルパーの利用状況、利用実態といいましょうか、こういう問題もいろいろなところでささやかれているようでございます。こういう問題も、実際には、介護現場ではいろいろ表面的な部分とまた違った要素もあるものですから、こういうものもこれからの検討の中で、やはりきちんと現場の意見というものは反映していただきたいというようなことも考えております。

このほかに、いろいろ保険料の問題ですとか、利用料の問題ですとか、特に個別な意見もあるようでございますけれども、それらを総合的に、さらに私もいろいろな機会を把握しながら、対応していきたいというふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

いろいろ課題や問題点を整理して、スムーズに進めていくという受けとめはわかりました。ただ、問題というか、課題というのか、スムーズに進んでいるというふうに受けとめているのはいいんですけど、現場の実態というか、いわゆる認定する作業、申請する手続まではやったけれども、行政として、現場の実態がどうなのかというあたりを近距離においてつかんでいくという仕事をしなければならないんじゃないかというふうに思っているんですよ。そのためには、積極的に現場の状態をつかんでいかなければならないんじゃないかというふうに考えています。認定手続はとった、やった、後は事業者が今進めていますと、こういうことでちょっと足りないというふうに思うんで、これは後の質問にも関係してくるんですけども、そういう積極的な、現場の状態をつかんでいくと、こういうことについては取り組みはどうですか。

○高齢社会対策室長

利用の実態を含めて、例えばケアマネジャーの方々、連絡協議会等を設置しながら、そういう中でいろいろご意見をいただきました。私ども介護保険課の方でも、いろいろなサービス事業者の方々の意見、あるいは利用者からの声、こういうものをいろいろ聞いてございますが、できれば、もう少しこれらを系統立ててアンケートのようなものを、大分落ちついてまいりましたので、こういう中で出しながら、ご意見をさらに把握するという必要があるだろうということで、今、そこら辺の考え方を整理しながら検討していきたいというふうに考えている現状でございます。

○佐々木(勝)委員

関連してですけれども、今回、広報おたる9月号で介護保険の問題、10月から介護保険料どのくらいになりますということが書かれました。第1号については、介護保険料が1号保険者ですけれども、被保険者から徴収することにかかわって、十分な理解やスムーズな徴収ということのためにはどんな手だてや善後策があるんですかと聞きました。9月号にこれを載せて、そして万全を期していきたいというふうにそのときは聞きました。

今回、これを見ました。その1つに、今までの経過から含めて書いてあって、非常にわかりやすいなというように思います。よく月1万5,000円の年金者からも取るのかと、こういう問題で、月数を合わせれば12カ月で18万円という年金額で出てくるわけですから、18万円と区切りをつけたそのあたりの部分というのはわかりやすいんですけども、この中で、私も恐らくミスプリントだというふうに思っているんですけれども、3ページのところに、保険料の使い道というふうになっていて、この中には、保険料は介護が必要な方を社会全体で支える制度ですという。そのパーセンテージは、介護保険の費用の内訳は、全体としては保険料は、介護保険の被保険者が半分を持つと。中身は、65歳以上1号被保険者が17%、それから2号被保険者には33%を持つと。プラス、あわせて国の負担分というのがあるわけです。この負担分は、半額全体として国で持つと、こういうことであるんですけれども、恐らくこれはミスプリントというふうに思っていますので、正確なところを教えてください。

1つは、国の負担金が20%、道の負担金が12.5%、市の負担金が12.5%と、合わせるとこれは45%にしかありません。恐らく、国の負担分の数字がふえていくのか、中身の調整に入るのか、その辺のところなんですけれども。被保険者はどういう割合で負担していくかというあたりのところが大事な点だというふうに思うので、一回整理させてください。

○(企画)高野主幹

ただいま佐々木委員の方から、数字の問題でございます。本来国の負担金25%と書くべきところを20%ということで、単純な印刷ミス、そんなことで大変申しわけありません。それで、すぐ訂正を対応したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○佐々木(勝)委員

私聞きたいのは、国の負担金ということでくくってしまって、そうするとここが25%になるでしょう。ただ、中身とすれば調整交付金が当初あったんではないか。調整交付金の平均の5%はここに入るんではないかというふうに受けとめているんですけれども、国の負担金を含めて全部で25%になるんですかね。国の負担金は20%、それから国の調整交付金という形で5%が加味されると、こういうふうに受けとめているんだけれども、その辺のところはいかがでしょう。

○介護保険課長

介護保険の財源の関係でございますが、総体で申し上げますと、国の負担が25%。その内訳を申し上げますと、今、佐々木委員からご指摘ありました調整交付金、これはその市町村の高齢者の所得水準、こういったことで調整されるものでありますが、これが全国平均で5%だと。そのほか法定で国が負担をすべきもの、これが20%ということで、都合国が負担をいたしますのは25%と、こういうことになってございます。

○佐々木(勝)委員

わかりました。大変難しい内容を含んでいて、実際にこの10月から、私は保険制度が開始になるというふうになっているものですから、もちろん単純なミスだと、そうではないかと思っているんですけども、これは1つずつ押さえをしていかないと、今後の問題を残すかというふうに思って聞かせていただきました。

それから、現在65歳の方の第1号被保険者1人当たりの所得制限も、これもまたケース・バイ・ケースだというふうに思います。全部で5段階になっていますけれども、それぞれの段階の、今、小樽で対象になっている人の人数を教えてください。

○介護保険課長

第1号被保険者の方の5段階別の件数について申し上げます。第1段階、これは生活保護の受給者の方、あるいは老齢福祉年金を受給をしていて、なおかつ世帯全員が市民税非課税の方です。それが合計で1,533件です。それから、次に第2段階でございます。世帯員全員が市民税が非課税の方、これが該当いたします。これが1万4,781件と、そういうふうになっております。それから第3段階でございます。ご本人だけがその世帯の中で市民税が非課税の方、これがここに該当いたします。これが1万162件。それから第4、第5段階、これが、それぞれ市民税が課税されている方ございまして、第4段階については、地方税法上の合計所得金額が250万円未満の方、これが該当します。この方々が6,507件、それから一番高い第5段階の方ですけれども、合計所得金額が250万円以上の方が該当いたします。それが2,135件ということでございます。1から5まで、総計で3万5,118件と、こういったことが8月21日、保険料の額の通知の際のデータでございます。

○佐々木(勝)委員

そこで一番問題になるというか、予想というわけではないんですけども、その徴収方について課題になっている、段階の中で難しいというか、予想される、難問にぶつかってくるのかわからないんだけど、その辺の、段階別に、今人数言いましたけれども、一番難しいというか、どの段階の徴収が難しいという判断ですか。

○介護保険課長

徴収の難しさということでございますけれども、一概にどの段階ということは申し上げられないと思いますけれども、私どもが考えていますのは、第1の場合は生活保護の受給者でございますので、この方々については、生活保護費で全額支給されることになっておりますので比較的問題がないのかと思いますけれども、第2、第3の段階、市民税が非課税の方の中で、どの程度実際にこの制度の趣旨を理解されまして納付していただけるのか。このあたりが、私どもも幕をあけてみないと正確なことはちょっと申し上げられないと、このように考えてございます。

○佐々木(勝)委員

よって、その段階に打つ手だてではないですけども、前のときは、一応善後策というか、対策というものの1つに、この難しいところの徴収、無理解者というわけではないと思うんですけども、納税の関係においてもいろいろな面でも出てくるだろうと思うのですが、この難しいあたりに対して、一定の手だてなり、善後策なり、その辺を考えておく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

通知を渡したから、それであとは来てもらうというぐあいにはいかないと思うんで、まず1つは、その辺の段階における予想される問題点などをつかんで、具体的にどうしようとしているか聞かせていただきたい。

○介護保険課長

制度無理解者等に対する徴収のお願いの関係でございますけれども、まず、この保険料の徴収、特別徴収と普通徴収と、この2種類がございます。特別徴収の方につきましては年金から差し引かせていただくと、こうしたことで、これは100%納付になる、こういうふうに考えてございます。そうしますと、残りは普通徴収の、市の納付書をもって納めていただく部分になるかと思います。これが、全体でいきますと約19%の6,700件ぐらい、今現在見込んでございます。

さて、この普通徴収の部分でございますけれども、今回介護保険特別会計の補正でもお願いをしてございますけ

れども、この未納になった部分の徴収をどうするかということで内部的に検討をいたしまして、未納になった場合、督促以降の手続的なものについては、保険年金課の方でやっていただくように考えてございまして、そういった意味で、納期限から20日以降たちますと、まず督促状を出します。そして、その督促状の期限が10日でございまして、それを過ぎましたあたりから、今、保険年金課の方で特別徴収員14名という嘱託を抱えてございまして、こういった方が、特に未納の方のところへお邪魔いたしまして、制度の趣旨などもお話しをしていただく中で納付の督促を図っていく。また、職員の方についても、電話だとか、そういったことを通じて、納付をしていただけるように進めていきたいと、こういうふうに考えている次第でございます。

○佐々木(勝)委員

この問題の関連で、その後、いわゆる全体として介護保険制度そのものを理解してもらうということで小冊子をつくって全戸配布と、こういうくだりがありました。具体的に、もうでき上がっているんだと思いますけれども、名前はついていきますよね。その名前とかかった予算です、それを。

○介護保険課長

小冊子の名前と予算の関係でございましてけれども、名前は「いきいき健やかシルバー情報」といったことでやってございまして。それから、予算でございましてけれども、約800万円使って、今印刷中でございまして、来週には最終の部分ででき上がるというふうに聞いてございます。

○佐々木(勝)委員

これ、中身は介護保険だけではないんですよね。その辺の内容を。

○介護保険課長

この小冊子の内容でございましてけれども、大きく分けると3つになります。1つ目は、介護保険の制度全般をわかりやすく、それからイラストなどを入れましてご紹介し、理解をいただくものでございまして。そのほか、健康づくり、生きがいづくりのこと、それから、従前からやっています高齢者の保健福祉の、こういったものを織りまぜて、できるだけ市民の皆様にはわかりやすく、ご理解いただけるようにと、こういった趣旨でつくっているものでございます。

○佐々木(勝)委員

さっきの単純なミスではないですけれども、10月に間に合わせてつくっているように思いますけれども、十分、校正を含めて点検をして、そして冊子が出るというふうに思うんですけれども、何か心配なのは、これを配ると、大体保険のことについても理解できてもらえるということで受けとめるんだけれども、十分そのところは吟味しているんですか。

○介護保険課長

今回の小冊子の作成に当たりまして、高齢社会対策室を中心にいたしまして、保健所、あるいは経済部、こういった関係部署の方々からも目を通していただきまして、十分その内容が正しい、こういったことで何回も校正を繰り返しながら、今最終に至っていると、こういったような状況でございまして。

○佐々木(勝)委員

この項最後にします。

先ほど、市長の方からは、行った部分について、その後アンケートといいますか、動きについて把握しながら進めていくと、こういう返答をもらいましたけれども、これからの進める作業の中では、やはりつくったものに対して検証してもらうということで現場の方に、今回全戸配布、前に聞いたときは、いろいろなことで、町内会回して回覧するような状態だと趣旨は浸透しないということね。今回全戸配布したからには、その後の意見を追跡調査するぐらいの感じで、集約していくことによって理解をし、スムーズにこれが動いていくのではないかとというふうに考えるものですから、出しっ放し、投げっ放しということではなくて、その後の、アンケートでもいいし、追跡調

査あたりを丁寧にやってほしいというふうに思いますがいかがですか。。

○福祉部長

今、委員おっしゃったとおりでございまして、介護保険制度の利用が始まってから6カ月たちまして、それから、来月から徴収が始まるというようなことでございます。先ほど室長からお答え申し上げましたように、介護保険の事業者も当初5月ぐらいは大変忙しかったんですけども、落ちついてまいりましたし、その周知も含めて、関係者の方々からご意見をちょうだいするなり、アンケートにするかしないか手段は別としまして、そういうものの把握は必要だというふうに考えておりますので、今後検討していきたいと思っています。

○佐々木(勝)委員

ダイオキシン対策とごみ減量化について

その後、環境問題で、ダイオキシン対策のことで、減量化について関連して。

ダイオキシン対策では、私の方では、具体的に事例を挙げて、小樽が大変全国的にも有名だと。目指せ日本一ということで、環境対策については、特にダイオキシン対策については頑張るぞというあたりのことを含めて、市長に見解を求めたんですけども、一応、継続的にその地区については調査をしていくという回答がございましたけれども、もう少しそのところを具体的にお答えもらえますか。

○環境課長

ダイオキシン対策についての継続調査の件でございますけれども、昨年調査をいたしました4地点のうち、環境庁調査の結果にございました真栄地区、それから工場地帯のあります奥沢地区、この2点につきまして、年4回の常時監視、道との共同調査ということで、ダイオキシン特別措置法の常時監視の位置づけで、真栄地区につきまして小樽市の予算、そして奥沢地区につきまして道の予算、この調査を開始しております。

○佐々木(勝)委員

聞くとところによると、道と協議する。道の方では、この小樽問題を重く受けとめて、継続的にやっていくということは聞くんですよ。具体的例としては、今、年に4回だけの調査ですか。

○環境課長

環境庁の調査結果につきましても、四季の平均値、平成10年度につきましても、9月、10月、12月、3月、この数値でございました。今年度につきましても、7月、9月、12月、2月、この4回、これを環境庁調査等の継続監視という形で調査をしてまいりたいと考えております。

○佐々木(勝)委員

そういう意味では、常時監視的測定が必要との判断というふうに答えをもらっているんですよね。そういう意味でいいんですか。常時監視測定を必要ということに立って測定調査をしていくんだと。これが年4回。

○環境部次長

常時監視ということは、国でやっているのは年4回やりまして、その平均値をとるということで、国の方式と同じような監視方式です。

○佐々木(勝)委員

できれば国と道と協議して、4回は4回でしょうけれども、もう少し積極的なとり方があるんじゃないかというふうに受けとめたものですから、それはそれでいいです。

その次に、ここのくだりのところで、一部には、真栄地区については、いわゆる焼却場の問題も、これあえて、その疑いもあるということなどを含めて調査をし、休業日の時についての数値だとかいろいろありましたね。やはり、燃やすということから発生するダイオキシン対策を、いかに小樽市としてもとっていくのかと。こういうことで、私は天神の焼却場の扱いを、慎重というのか、英断を持って進めていかなければならないんじゃないかというふうに考えているものですから質問したんです。今現在、天神の焼却場の使用実態はどうなっているか。

○環境部長

現在の天神焼却場の処理状況ですけれども、大体、夏、8月から9月にかけて1カ月ぐらいは、毎年オーバーホール期間として休みますけれども、それ以外の月曜日から金曜日については、大体、朝、職員の始業は7時半から夜8時ぐらまでですけれども、2交代でやっていますけれども、実際にごみを燃やすのは、8時過ぎから大体7時ぐらまで、年間で約1万トン、250日とすれば1日40トン平均になりますけれども、そういった程度のごみ焼却をしている、そういう状況です。

○佐々木(勝)委員

それで、質問したのは、今、実際には、見通しとしては、閉鎖していく見通しというのは、新しい焼却場との関係で考えていくという答弁はあったんですが、これ市長にお尋ねします。新しい焼却場との関係で考えていくということなんですが、天神の焼却場については、閉鎖の問題も含めて考えていくこう言っているんですが、あの地区におけるダイオキシン対策等も含めて、やはり燃やしていくことにより発生するダイオキシン対策を、何とかして食い止めていかなければならないということからすれば、閉鎖の時期というものは、慎重にというよりも、もう少し英断をもってしていった方がいいのではないかというふうに思うんで、市長の判断、それも聞かせてください。

○市長

平成14年12月ですか、基準がありますので、できればそこまでは使っていきたいという気持ちでいたんですが、ダイオキシンの問題がありますので、いつまでも、その時期まで引っ張れるかどうかという一つの問題があります。かといって、早く進めて全部が埋め立てということになると、桃内の寿命の問題も出てきますから、非常に難しい問題かと思えますけれども、これから検討しまして、できれば早く、平成14年12月を待たないで閉鎖できるような体制ができるかと、少し検討させてもらいたいと思っています。

○佐々木(勝)委員

あと、ごみの減量化に向けてのところで、覚え違いしていたら私も話は進めずらいけれども、私の方で出したのは、まず、ごみの分別収集の種類の仕分け方で、簡単に言うとリサイクルや再利用、再使用、いろいろあるんですが、1つには、資源そのものを繰り返し使っていく資源です。材料とか原料というか、こういうものを繰り返しているのがリサイクルだと。もう1つは、商品そのものを繰り返し使っていくのが再利用と、こういうふうに意識したつもりなんです。そうすると、ごみの減量化というものは、一定の基本がありますから、小樽が4品目にしたと、実際にはもっとしなければならぬものがあるということからすれば、4品目以外に予定している回収分別していく資源、何種類まで考えていますか。

○環境部長

いわゆるリユースとリサイクルの質問だろうと思いますけれども、リユースというのは、わかりやすく言うと、一升瓶を繰り返し、あるいはビール瓶を繰り返し使うやつのことを再使用というふうに言っているわけです。再利用でも結構だと思うんです。今、一般的には、我々の頭の中で制度的に確立している再利用、再使用というのは、恐らくこのレベルのもの程度しか、現実の問題として、今、自治体関与でやるものとすれば、家庭から出るものとしては、そのぐらしか今のところ考えられない。それで、今度の新法で、そのあたりの仕組みを、もっとそういった範囲を広げるということでいろいろな、国において施策をこれから個別の中で制度的にやっていく、そのようなことが出てくると思いますので、その辺あたりについては期待して、その対応でやっていきたいと思っています。

それから、リサイクルの方、再利用のもですけれども、これはかなり先進都市ではいろいろな、何分別という形でやっていますけれども、10分別から20分別とかやっていますけれども、残念ながら、小樽市は今日までごみ処理の、特に家庭から出るごみの処理の基本を埋め立てということをやってきた関係で、補足的に焼却をやってきたという関係から、分別をしたとしても、その分別した区分に従ってどんな形の中間的な処理をしないと再利用に持

っていけないわけですが、その機能をまだ率直に言って持ち合わせていない。かろうじて、天神のリサイクルセンターで瓶、缶とペットボトルと、それから紙パックの機能しか持っていない。

そういった意味では、今後、我々が考えなければならないものとしては、容器リサイクル法で言われているところの、残っているもの、紙容器、それからその他プラ、そういったもの。それから、もっと大きく言うと、容器ではないけれども、これは集団資源回収で大変取り組んでいただいているんですけれども、段ボールだとか新聞、雑誌のたぐいの紙類、そういったものをどういうふうな対応をしていくかということが、これからの我々の課題としてあるんですけれども、それにしても、ただ集めて、それをどこかへ持っていけばいいというものではなくて、それを、中間的な一定の手だて、処理を施設の中でしていかなければなりませんので、その施設の機能をどう考えるかによって、どの範囲まで取り扱うかというふうなことを決めていかなければならないだろうと思うんです。

例えば、札幌市の例を聞くんですけれども、札幌市などは、一般の紙などは、札幌市だけではありませんけれども、一般の新聞、雑誌だとかそういったものについては、自治体対応は考えていないというのが比較的多いようなんですけれども、うちの方では、逆に言うと、その辺あたり何とか考えられないものだろうかということの検討は既に一部始めておりまして、その辺あたりは平成14年にできたら着工したいということを計画を進めております。施設の中でその機能をどういうふうにできるかできないか、やるかやらないかということも含めてやっていかなければならないというふうに思っています。

問題は、分別をすることによって、1つは、そういった機能の対応もきちんと見極めていかないと、単に市民の皆さんに分別だけの手間を煩わせるというふうなことになるかねませんし、うまくリサイクルなり、最初のところの採算ベースといたしますか、そういったことを取り扱う方たちのところへものも流れていかない、その辺の見極めの中で、どの範囲でやるかというあたりの見極めをつけていかなければならないというように思っております。

○佐々木(勝)委員

学校現場における小型ごみ焼却はやめました。今、エコ教育のことが言われますけれども、学校現場では相当進んだ分別をしているというふうに、私は思っております。そういう教育の中で分別をしっかりとやって、資源ごみの減量化を図る努力をしているという一面において、この部分は後からついていくというような感じだとしてすることもあるんですが、その辺のところを、やはりしっかりとごみ減量化に向けて総力を挙げて取り組んでいかなければならないかというふうに思っております。

単純な質問なんですけれども、よく学校給食で牛乳瓶の部分が瓶装化が、これがパックになってしばらく、現場の声からすれば、子どもたちも含めて瓶装化の方が、やはり資源の、さっき言った再利用からすれば、限度はあるけれどもやはり製品をもう1回繰り返し返していくと。そういうようなことで、声としてはよくあるんだとか。その問題についてはまた別な問題でありますけれども、学校現場では相当エコ教育を含めて進んでいるという、これにやはりこたえていかなければだめだというように思います。

それからもう一つ、最後に、この中に、私も認識不足だと思ったのは、ごみの処理のところ、缶と瓶と1つの袋に、紙パックとペットボトルを別々の袋に分けて出すのはどうしてですかという質問で、瓶は缶と一緒に入れることで割れにくくなるという表現があるんですよ。小樽の場合、瓶と缶が1つのパックで、それから紙パックといわゆるペットボトルとを1つにするといいと分けているんですよ。缶と瓶と一緒にすると割れにくいという表現がどうかというふうに思って、いつか聞こうと思ったときがあったんです。今の分別では缶と瓶が一緒です。ペットボトルと紙パックが一緒だと。だから、単純な質問が上がったと思うんですけれども、そこところはちょっと変な質問なんですけれども、細かい質問ですが。

○(環境)管理課長

ただいまの缶と瓶の関係でございますけれども、やはり缶は、言うなればつぶされていない状態でございますので、それがクッション材になるということで、瓶が割れにくいということで、つぶさない状態で出していただい

いるということでございます。

○佐々木(勝)委員

私が言いたいのは、いろいろな資料が配られていくときに、やはり十分吟味した上で流していくと。失敗しましたとか間違っていましたとか、こういうあたりあったら困るなと思って。その問題については、また別な機会に。

以上で私の分はやめます。

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

再開時間は追ってご連絡いたします。

休憩 午後3時01分

再開 午後8時45分

○委員長

会議を再開いたします。休憩前の北野委員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○教育長

ご質問にお答えいたします。

このたびの要望書の提出が、8月2日の教育委員会の前になされたことについて、教育委員会の権限を侵しているのではないかのご指摘ですが、このことにつきましては、さきにもお答えいたしましたように、中学3年生を母校で卒業させることに伴い、父母、教職員などから、進路指導に不安があるので教職員の増員について検討すべきであり、道教委に要望してほしいとの意見を受け、6月15日要望したものであり、事前に教育委員会の了解も得て行なったものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

また、教育委員会会議録の記載のあり方についてご指摘がありましたが、このことにつきましては、さきに教育委員長がお答えいたしましたように、改善について教育委員会で協議、検討してまいります。

○北野委員

教育委員会が取り組む方向が出されたわけでありますけれども、今度の議会を見ても、大観覧車の問題とか、教育委員会としてもそれほどの落ち度でないというふうに認識されていると思うんです。しかし、法令や条例に照らして、事務が適正に行なわれていないというふうなことも、今後改善するというのもさっきのお答えがあったわけなんです。こういうふうに法令に基づいて事務が公正に執行されていかなければならないときに、相次いでこういう事態が起こるということについては、当然、改善が求められていると思うんです。こういうことについては、何回か再発防止のために必要な対策をとるということを市長がお答えになってきましたけれども、私たちが見て、あるいは市民の目から見て、一体いつまでこういうことが続くのかという怒りもあると思うんです。こういう市民の感情に照らして、地方公共団体の長として、地方自治法に定められる権限を生かして、市長として再発防止にどういうふうに取り組まれるか見解を求めたい。

○市長

今の北野委員のご質問でございますけれども、長の権限といいますか、そういったものの規定というものは自治法上にあります。1つは、自治法の147条の長の統轄代表権だとか、あるいは自治法の180条の4にあります長の総合調整権とこういったものはありますけれども、これの中身としましては、法令に基づいて独立して権限を行使する教育委員会、こういったところに対しましては立ち入って干渉することはできないと、こういうことになっておりますので、教育委員会の個々の事務につきましては言及できる立場にはないと、こういうふうに思います。しか

し、市長部局の中で幾つか不適切な事務処理がありましたので、こういった問題については、今後さらに法令なり条例等を、またはこれから制定を予定しております職員の倫理規定の中にもこういった条項を盛り込みたいと、こう思いまして、その中で職員研修などを通じまして、このようなことがないようにさらに指導を徹底してまいりたいと、こう思っております。

○北野委員

今、市長からそういうお答えありましたけれども、確かに他の執行機関の事務に一々口を出すということはしてはならないと思います。これは市長のおっしゃるとおりだと思います。私もそれは十分承知しております。

しかし、市長がいろいろ条項を挙げられましたけれども、地方自治法の138条の2に、事務管理及び執行の責任ということで、地方公共団体の長、つまり市長をはじめ、他の執行機関の人たちも、法令、規則、その他規定に基づく当該普通公共団体の事務を、みずからの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負うというふうになっているわけです。しかし、これが行なわれていないということになったら、市長として黙っているのかということだと思うんです。教育委員会にしても、選挙管理委員会にしても、その委員は市長の責任において提案して、議会の承認をもらっているわけですから、だから、何も責任ないというふうにはならないと思うんです。そういう個々の事務に一々口を出すということは、僕はしなくてもいいと思うんですけれども、しかし、市長として、その他の、今挙げられました法の条項があるわけですから、それに基づいていろいろ調整するということは、私はできると思うんです。だから、不祥事再発のために、市長としてそういうことで動いていかなければならないのではないかというふうに思うんです。

あわせて、監査委員は今おりませんから事務局長に伺いますが、本会議あるいは今日指摘があった事柄について、決算の監査委員の意見書などを見ても、私は専門の用語はわかりませんが、財政問題については、その執行が適切になされているかどうかということでは非常に努力を払われているということのほうがえるんですけれども、こういうことについては監査委員は監査する権限がないのか、だからやっていないのか、これらについて市長と事務局長からお答えをいただきたい。

○市長

今、北野委員からご指摘がありました138条の2は、これはそれぞれの執行機関がみずからの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負うと、ということですから、それぞれが責任の中でやりなさいと、こういう規定だと思います。それから、さっき言いました147条の関係ですけれども、これは、解説を読みますけれども、普通公共団体の事務の全般について、当該普通公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有することを意味するということで、単に各執行機関について、その有する総合調整的な管理的機能を指すものではないというふうに言われておりますので、これをさっき言いました長の総合調整権とあわせて、とにかく独立機関に対して長が物を言うという、よほどのことでなければ物は言えないだろうという、よほどというどこまで範囲になるかわかりませんけれども、まずまず口出しはすることは、執行機関を分けた意味がなくなりますから。それで、執行機関がそれぞれ独立して権限を有しているわけですから、そういう意味で、どこまでお話しができるか。市長の権限だからといって、長だからといっても、言えるかどうかというのは非常に難しい問題だろうというふうに思っています。

○監査事務局長

ただいまの件でございますけれども、事務の執行のあり方についての監査は、いわゆる行政監査といったような形でもって、必要があれば、原課の事務の執行のあり方についての監査ができるという形になってございます。ただ、今回のような形については、監査委員が果たして監査委員として、この事務の執行のあり方について監査する必要があるのかどうか、それは、あくまでも監査委員としての判断が前提でありますので、監査委員としての処理があって、必要があるというふうに認めた場合については監査ができるという形になると思います。

○北野委員

最後ですが、市長から、今そういう答弁がありましたけれども、市長としても、他の執行機関に要請があれば予算をつけたり何なりしているわけですから、そういう中において事務が公正に行なわれていないというような場合は、口出しできないというお話なんですけれども、しかし、市民から見れば小樽市の一行政機構ですから、市長の責任があるんじゃないかということも、わかりやすく言えばそういう疑問も持つわけです。

私は、この問題についてはまた研究しまして、改めて、そういう条例や法令に基づくきちんとした事務の執行について、市長の役割について検討して、質問をさせていただきたいということです。言わんとすることはわかったと思いますから、これはきちんと先ほどの答弁に基づいて、再発防止のために努力されるよう要望しておきます。

○委員長

北野委員の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

時間も大分経過しておりますので、公明党としては今日の質問はいたしません。明日の委員会で細かく質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党さんが質疑を省略していただきまして、市民クラブに移ります。

○松本（聖）委員

社会福祉協議会の訪問介護事業について

時間も押している中、まことに恐縮なんでしょうございますけれども、私から2点質問をさせていただきます。前向きなご答弁をいただきたいと思います。

まず、社会福祉協議会の訪問介護事業について、数点お尋ねをいたします。

先般の代表質問に対する市長の答弁では、年度当初に予想収支不足が3,100万円を上回るであろうと、それに従いまして、追加補助を考えていかなければならないご答弁でありました。これに対して、支出の縮減対策として、実働時間の拡大やパートヘルパー制度の導入等を考えておられると。またそれを実行してきたということでございましたけれども、予算当時のお話では、収支に欠損を出さないように十分な指導をしていくんだという、高齢社会対策室長のご答弁だったと記憶しておりますけれども。また、社協の補助金の申請書には、経営努力に努めるんだということが記載されていたかと思います。こういったことを踏まえまして、今までの欠損額を月ごとに教えていただきたいんですが、まずこれをお答えいただけますか。4月から8月までの分ですが、いかがですか。

○（福祉）高橋主幹

月次で申し上げますけれども、4月につきましてはまだ介護報酬が入っていないというようなことで。

○松本（聖）委員

2カ月おくれで入ってきますでしょう、その数字との差額を教えていただければ。

○（福祉）高橋主幹

かしこまりました。1つは、8月末ということでの4月からの累計でいきますと、欠損額おおむね1,150万円という数字になっております。欠損額といたしましては、6月が530万円ほど、それから7月が390万円ほど、そして8月末が230万円前後というような形で動いてきております。

○松本（聖）委員

4月、5月はどうですか。

○(福祉)高橋主幹

4月、5月につきましては収入がないものですから、市の方の補助金を充当いたしまして、それで収支が赤字にはなっておりません。

○松本(聖)委員

そうではなくて、4月の支出に対して、4月の収入というのは6月に入ってくるわけでしょう、2カ月おくれで入ってくるとなると。それとの差額を教えてください。

○高齢社会対策室長

月おくれの部分を考えに入れませんが、一応収支というものの見込みを含めてやりますと、8月分はまだまとまっていない部分もあるものですから、4月から7月分の中でまいますと、市長から代表質問の中で答弁いたしましたとおり、介護報酬の関係は約5,150万円、これに対して支出は6,540万円ということになってございます。したがって、収支差額でいきますと約1,400万円ばかりということでございます。

○松本(聖)委員

これが十分に指導した結果なんですか。

○高齢対策室長

当初、予測が介護保険がスタートする前の状況でございましたので、実際にスタートしてみますと、実は全国でもヘルプ事業、いろいろご存じのとおりでございまして、身体介護とそれから家事支援とバランス量の問題、こういうものの部分、それから需要動向等もございまして、予想より収入関係がかなり減ってございます。ただ、支出の部分につきましては、相当私ども社協を通じましていろいろやってございまして、最終的には、今出たような予測ですけれども、年度末までに約3,000万円ぐらい圧縮できるのではないかと推測のもとでいろいろ今までやってきてございますので、それなりの努力というものはやっているというふうに考えてございます。

○松本(聖)委員

努力の跡は見受けられます。ただ、初月から、4月の時点から、もう赤字になること目に見えていたわけですよね。極端に老人の人口がふえるわけでもなく、収入がふえるめどがない中で、どんなに努力したって追いつかないほどの赤字を初月から出していたわけですよね。出さないように努力するんだとあれだけ室長がご答弁されていたにもかかわらず、ふたをあけてみたらやはりこの状況です。出さないようにするんだと言ったんだから、もっと抜本的な対策を講じるべきだったのではなかったんですか。

○高齢社会対策室長

結果を見ますと、おっしゃる部分というのは、結果論としては確かにそうかなというふうに思うわけでございますけれども、収入の面でいきますと、国が考えていたような状況に全国的になっていないということが1つあるかと思います。

それからもう1つは、支出の面では、私どもは赤字予測は3,100万円ということで、この部分については補助金等で当初予定してあったわけですが、この部分については、先ほども言いましたとおり、何とか解消したいという方向で3,000万円近い圧縮を進めて、とんとんになるような見通しを立てながら、いろいろな形で、例えば常勤ヘルパーの実働時間の拡大ですとか、パートヘルパーの導入ですとか、あるいは交通費の改善ですとか、こういう形で進めてきているわけでございます。

ただ、収入の面では、確かに自立支援が予想をかなり下回った点、それから先ほど言いました家事援助と身体介護のシフト、こういう部分からいって、介護保険がスタートして初めてわかる状況もあるわけでございますので。ただ、まだ半年も経過していない時点、いわゆる4カ月の状況でございますので、さらに私ども、これらの圧縮といたしましうか、現在の時点で、当初考えていたよりもう少しふえるかなという、現在の状況よりさらに少なくする方向で努力していると、ということでご理解をいただきたいと思います。

○松本(聖)委員

これ、いつまでも続けていくような性格のものではないというのは助役も答弁されているんです。1年になるか、2年になるかわからん、でも、いつまでも続けていくようなものではない。今、この3,100万円を使い果たして、もう既にそれ以上の赤字が出ているわけですよね。来年度に向けてどうされるおつもりなんですか。このままいったら、もうどう考えても、せんだって市長がおっしゃったように、補正を組んで追加の補助金を出さないとならないんですよね。また来年度も同じことをやるんですか。この3,100万円にさらに上乘せして、5,000万円も6,000万円もこの事業のために社協に金を払うつもりなんですか。

○福祉部長

前回の議会でもいろいろご論議いただいたわけでございますけれども、移行の経過もございまして、現在支援することとしておりますけれども、将来ともということにはなかなかいかないだろうということの認識はございます。したがって、来年度のお話でございますけれども、収支の状況に動向をよく見きわめた上で判断をしなければいけないというふうに思っております。

○松本(聖)委員

動向を見きわめるといような、今、この状況から考えて、間違いなく毎月赤字を出しているわけですよね。この赤字の状況を見きわめて補助金の金額を決めるということですか。

○助役

今、福祉部長からもご答弁をしているわけでありまして、要するに、この事業を社会福祉協議会にヘルパーの移行の際にいろいろ要請をしたという経過がありまして、当時のヘルパーの数、それから雇用体系、賃金体系、そういったものを市の嘱託時代と同じような条件でというふうに引き継がざるを得なかったということから、そういった経費が増嵩しているといえますか、今になって考えますと、非常にこの事業の経営に支障を来しているということございまして、当初からお話ししておりますように、ですから、必ずしもこのままの状態で来年、再来年もいくということにはならないわけでございます。

しかし、制度スタートしまして半年あるいはまた1年たちますと一定のめどが立つわけですから、利用状況、その他含めまして状態が把握できるわけですから、そういったものも含めて、先ほど松本委員がおっしゃいましたような抜本的な対策を講じていかなければならないということは当然考えております。しかし、今、年度の途中で、これをどうするこうするということは非常に難しい問題がございますので、今はそこまでは対策はお示しできないわけであります。

少なくとも新年度の体制はどうするかといったようなことについては、これからまた社協側ともいろいろ詰めなければなりませんし、繰り返しますけれども、一番の問題点は、ヘルパーの数、雇用体系をどう改善していくかということに尽きるわけですから、そういったことにつきまして、これからの課題といえますか、来年以降に向けた対策ということでありますので、何らかの方策を講じていきたいというふうに考えます。

○松本(聖)委員

数の問題ではないと思うんです。民間の企業に比べて格段に高過ぎると言っているんです。僕は当初からこれを指摘している。そもそものところが間違っている。当初の事業の収支の見積もり自体も過大に評価しているといえますか、収入を多く見過ぎているのではないかという指摘もしてきています。言わんこっちゃないとは言わないですけれども、そのとおりになっているではないですか。予測よりも収入は少ない、出ていく金が多い、必ず赤字になるぞと指摘したにもかかわらず、それに対する抜本的な対策をこの半年間何らとっていない。年度途中で難しいとおっしゃるのはよくわかりますが、次年度は何とかこういう不条理な支出を避ける方向で。

抜本的な対策というのは、要するに人件費ですよ。はっきり言いましょう、もう夜も遅いですから、回りくどい言い方してもしょうがないですから。人件費を削る以外に、この支出を削る方法はないんじゃないですかね。もし

くは、特段なる労働強化をするか、労働基準法ぎりぎりまで働かせるくらいの覚悟でやっていただかないと収支なんかとれるわけがないです。民間会社は、みんなそうやって努力して収支とっているわけですよ。それを半官半民のような形でやっているから、いつまでたってもこんな体制が改善されないんです。どう考えますか。

○助役

確かに、収入の見方にしましても、当初の見方は、実際スタートしてみまして客単価が下回ったとか、それから思ったような利用がなかったという状況はございます。そういった中で、一方では歳出の方の改善といいますか、見直しといいますか、そういうことが思うようにいかなかったということは、これは松本委員おっしゃるように、問題は人件費の対策をどうするかということに尽きるわけですから、そういったことにつきましてこれからまた、雇用の問題ですから、一概に解雇したり何かするということは、今のところの状態ではできないものですから、これからその辺も含めて協議をしていくというふうに申し上げているところでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○松本(聖)委員

このままの状態で行きますと、3,100万円も含めて今年度赤字幾ら出るんですか。今のままいけば、仮にの話をさせていただきます。

○高齢社会対策室長

仮に、現在までの状況で推移するといいたしますと、多分3,100万円プラス1,600万円程度になるかというふうに存じます。ただ、先ほど来お話し申し上げてまいりましたとおり、これからまた介護保険も若干ふえる方向にございますし、それから支出の面でもいろいろ私ども工夫をしてございますので、最終的な金額がどの程度になるかは、これからの状況によって変わり得るというふうにご理解いただきたいと思います。

○松本(聖)委員

来年度はまた4,000万円程度の赤字になるだろうということが、このままいくと予測されます。4,000万円ですよ、月で割ったら300万円以上です。毎月300万円どうやって節約するのか、もしくはどうやって稼ぎ出すのか、あと数カ月ありますから十分にご検討いただきまして、どういう対策があるのかゆっくり考えていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

○松本(聖)委員

地域振興について

代表質問の中から、市長のご答弁を引用して質問いたします。

地域間競争に関する質問をしましたが、市長のご答弁の中に、「若者の定着を図るための新たな雇用の場の創出と拡大に取り組む」とのことですが、具体的にどういうことを指しているのかお話し願えませんか。

○市長

今、小樽の現状から、人口減、特に若者の流出といいますか、こういったものが見られるわけですから、そういった若年者の地元定着といいますか、これはこれからの大きな課題だろうというふうに思っています。これはどなたも異論はないと思います。

そういう意味で、1つは、従来から企業誘致を進めてきましたけれども、こういうご時勢の中でなかなか進出企業が見当たらない。したがって、ではどうするかということで、とにかく地場産業を何とか力をつけていただきたいということと、それから新規の企業を起こしたい方、こういった方を発掘をして、それに対する支援をしていく。いろいろな意味でそういった地元の経済の活性化を図っていく中で、そういった人口減に対応するもの、あるいはまた若年者の流出を防ぐと、こんな意味で言っているわけでございます。

○松本(聖)委員

今、新たな起業の対策とおっしゃいましたか。聞き間違ったら。

○市長

新規に企業を起こす。起業家、起こす方です。

○松本(聖)委員

起こす方ですね。これ、例えば融資ですとか、会社一つやるにも金要るわけですね。

若者ですからお金もないです。そういった方々に対する融資の制度というのはあるんですか。

○商工課長

ベンチャーといいますか、今、よく出ています起業家の皆さんに対する融資ということでは、通産なり道の方に、今、それなりの制度があるというのは承知をしておりますけれども、小樽市としては、市独自で、今具体的にそういう施策というのは今は持っておりません。

○松本(聖)委員

私も数年前に会社を起こした身でありますから、融資を受けることの大変さというのは身にしみてわかっておるつもりでございます。今の若者といいますか、我々の世代といいますか、何かをやりたいんだという方、たくさんあります。小樽から出ていってしまったというとあれなんです、別の地に就職を求めて小樽を離れた方々の声をいろいろ聞きますと、多くの方が、小樽に帰りたい、小樽に住みたいんだという話を東京へ出張した際などによく聞きます。でも帰って来れないんです、仕事がないから。自分で何かするにも金がないから。そういった方々を、小樽独自の制度で救ってあげますとか、起業のための融資を考えるというお考えを、将来的に小樽市独自としてはないんですか。

○商工課長

今お話をいたします、1回本州の方へ出て行って地元へ戻ってくるとか、俗に言うIターン、Jターン、Uターンという制度もかなり長くやっております、それなりに東京へ進出した方々のご相談を受けたりしています。ただ、なかなか件数的に、そういった形で戻っていらっしゃる方が数多くないのもまた事実であります、現実には、小樽のいろいろな企業の中に、1回外へ出た方、あるいは地方の方が入ってきているというのは聞いてはおります。

今おっしゃいました、新しい制度として立ち上げていくということについては、今現在、私も地場産業起こしの中で地場産業振興会議というのを去年の12月から立ち上げて、今実施をしております、そういった中で、今おっしゃったようなことも1つの議論として出ておりますので、少し検討している最中というふうにご理解をいただければと思います。

○松本(聖)委員

我々は担保能力もありませんし、あるものといえただやる気だけなんです。そのやる気を今の銀行の融資制度はなかなか見てはくれませんから、それは小樽市の発展のために、小樽市の責任において、何がしか小樽市のために考える必要があるんじゃないかと考えておりますので、ぜひとも前向きに、早急なご検討をいただきたいというふうに思っております。

○松本(聖)委員

都市計画道路と都市基盤の整備について

それと、都市計画道路について聞かせていただいたんです。その中で、私は、市民が、これはもう古い計画で、現状に合わないで不便なんだという声がたくさん挙がっているんだという話を聞いておりますが、これは市長の耳に届いておられますか、その声をどのように考えておられますかという質問をさせていただいたんですが、ご答弁お伺いしましたら、「あることは承知しております」と終わってしまったんです。どう考えるかと聞いているのに、「あることは承知している」で終わってしまったんですよ。どう考えているかというところをお答えいただきます。

○都市計画課長

まず、都市計画道路の決定後、長い間整備されていない道路についてのご意見ですけれども、大きく分けますと、

意見としては、まずは事業の促進というのが1つあります。それと事業の見直し、この2点が大きく出ているところでありますけども、地先の権利者の方々には、その土地に対する私権の制限を伴うものであり、その意見に対しては、経過としても理解をしているところでありますし、また真摯に受けとめているところであります。

○松本(聖)委員

受けとめるだけでは先に進まないんです。何とかしていただきたいというのが市民の声なんです、ご承知のとおり。現場で対応されておられる方々は、私なんかよりも百も承知だと思ふんです。

それに関連しまして、都市計画といいますが、都市の基盤整備の話をさせていただいていたんですが、今までどういう対策をとってきたかというお話を市長から出ていたんですよ。その中で、都市基盤整備の良好な民間開発の誘導、小樽の特色を生かしたまちづくりに取り組んできたと市長おっしゃられたんです。この良好な民間開発というのは、余り見受けられないんですが、具体的にこれは何を指しているんですか。

○都市計画課長

良好な民間開発の誘導ということなんですけれども、1つには新しい住宅開発と周辺の自然環境との調和、それから道路等の都市基盤整備などによる開発、そういったものを推進していくことです。今まで行なわれたことでは、オタモイ、あとは幸、望洋、星野などのニュータウン、そういったものを郊外住宅地を形成する上で、都市計画による地区計画という制度を取り入れるわけです。これは現在の規制をより強化する規制になっておりますので、こういった面で、こういったもろもろを含めて良好な住宅地形成を図っているところでです。

○松本(聖)委員

優良な住宅地の制度ということですので、これはそもそも人口増を目的としてとられた制度ではないでしょうか。違いましたか。

○都市計画課長

良好な住宅地開発につきましては、当然人口増というのを視野に入れて行なっております。例えば、星野ニュータウンなにかにしますと、かなりの人口増にはつながってきております。また、望洋についてもそれなりの人口増というのは図られているのではないかというふうに、我々としては考えております。

○松本(聖)委員

現実、小樽の人口どんどん減っているんです。あんなに家が建ったのに。どこから人住んだんでしょうね、札幌から来たんですかね、違うでしょう。その結果として、小樽の中心部の空洞化を招いたという現実があるんじゃないですかね。

○都市計画課長

中心部の空洞化を招いているといった面では、住み替えという面ではそういったこともあると思いますけれども、ただ、星野ニュータウンなどを見ますと、札幌からの人がたが小樽に入ってきているという例も実際にはございます。

○松本(聖)委員

だから、外から流入してきた以上に、中心部から周辺部へ向かって人が大量に動いたということのように私には見えるんですが、それはお認めになりませんか。

○都市計画課長

実際、その辺のところの調査というのを我々としてはしていないところもありますので、明らかに中心部から人が住み替えをしているといったところについて、その量がどれだけなのかというのは、実際のところ我々としては押さえておりません。

○松本(聖)委員

だから、今、中心部の小学校、中学校、廃校に追い込まれているんでしょう、中心部に人がいないから。ですか

ら周辺部の開発大いに結構ですよ、優良な宅地を提供するということでは。それにあわせて、ドーナツの穴ぼこになってしまった中心部の再生といいますか、そういった計画をきっちりと、長い目で見て立てていかなければならないのではないかなと思うんです。どうでしょうかね。

○建築都市部長

市街地の住宅地の開発等々、従来整備してきていまして、その結果、中心市街地が空洞化しているんじゃないかと、そういうご質問なんだと思います。確かに中心部が、今までについては市街地郊外に住宅地ありますから、市街地中心部から住み替えをしているということも一理はあるかと思います。ただ、その反省といいますか、考え方を踏まえて、今、中心市街地活性化法というものがあって、中心市街地にまた人を戻そうと、そういう動きもやっております。

ですから、総合的に判断した中では、当然中心地の中では民間開発、大きな開発というのはなかなかできませんけれども、まちづくりについては、市長もご答弁していますように、中心部には特色を生かしたまちづくりという形は取り組んできているということでご理解をしていただきたいと思います。

○松本(聖)委員

理解しております。おっしゃることはよくわかります。確かに努力の跡もよく見えます。実際に、中央通りですとか、いろいろと開発されていることは承知しております。

市長のご答弁の中に「小樽の将来像」という言葉がありました。小樽の将来像、市長はどんな将来を描いているのでしょうか。漠然とした質問で恐縮なんですけれども、市長のおっしゃった「小樽の将来像の実現に向けたまちづくり」というのはどういう将来像を描いたまちづくりなんですか。

○都市計画課長

答弁でお答えいたしておりますのは、都市計画における将来像ということでお答えをさせていただきますが、都市計画については、都市計画の基本方針というものを持っておりまして、この中では、あくまでも総合計画に即した形での将来像ということで、そういう面では、総合計画の将来像であります「未来と歴史が調和した、安心、快適、躍動のまち」として活力に満ちた都市を目指したまちづくりを推進するということを都市計画の将来像としております。

○松本(聖)委員

何が調和した町と言いましたっけ。それ何のため。住んでいる人のため、観光客のため、商業のため、観光のため。小樽の将来像と言いますが、何に軸足を置いて小樽の将来を語っているのかわからないんですよ。市長はどこに軸足を置いているのか。港なのか、観光なのか、ほかのものなのか全然わからない。何を重点に考えておられるのか聞きたいんですが。

○企画部長

21世紀プランを策定する段階で、大勢の市民の方々からご意見をいただいて、小樽の将来はどうあるべきかということで、長い時間をかけて議論いたしました。それが21世紀プランとして、今進めているわけです。

どちらに目を向いているのかと、こういうようなご質問でございますけれども、先ほど言いましたように、将来像としては、1つにはキャッチフレーズといいますか、こういうものを掲げているわけで、「安心・快適・躍動」ということになるわけです。安心といってもいろいろな要素があるわけなんですけれども、当然のことながら、住んでいる人がたが安心して住める街、快適である街、なおかつ元気に生き生きしていく街、これを目指す、こういうような形になっています。特に、小樽の場合の特性というのがあるわけですが、この小樽の特性を大事にしようということで、基本的には、先人に築いていただいたこの雰囲気のある街を未来永劫にわたって大事にしていこうという基本的なスタンスがある。

それとともに、それだけでいいのかということを考えますと、小樽の場合はまだよさがある。そういうよさをも

っと磨き上げるということで、例えばウォーターフロントというものを入れ込もうと、こういうような部分があります。それから、高齢化しているということも小樽の現状の事実でございますので、こういう高齢化したものをどうするかというようなことでの対応、これも小樽の将来像のすごく大事な部分だと思う。それに、やはり港というものは非常に歴史がある。昨年開港して100年という歴史のある港町であります。したがって、この港を小樽のこれからの、もちろん今までもそうですけれども、大事な財産として、環日本海というものを視野に入れてやっていかなければいけないんだと、こういうような基本的な考え方の中で動いてるということであります。

○松本(聖)委員

時間が時間ですので、そろそろやめます。私も小樽大好きです。そのよさをずっと残していきたいと考えておりますし、多くの人によさを知っていただきたいと思っております。ぜひ、美しい安らぎの街小樽をいつまでも保っていけるような行政をお願いしたいということであります。

○松本(聖)委員

原子力対策について

最後に、1つだけ市長にお伺いします。原子力対策なんです。しつこいなと思わず聞いてください。

北海道新聞の記事を引用して恐縮なんですけど、本会議でも聞きましたけれども、小樽で放射能に汚染された患者が、直接放射線による傷害ではないにしても、せんだって北海道電力の事故のような、そういった患者さんを受け入れなければならぬのだというお話を市長されていたと、新聞で読ませていただいたところですが、それに対する代表質問に対する市長の答弁は、「聞かれたから答えた」と、そういう趣旨にとれたんですが、いかがですか。再度市長にお尋ねしますが、これはどういう趣旨で発言されたのか、もう一度詳しく聞かせていただきたいと思います。

○市長

質問される方も、どういう場合にどう対応するかというふうな詳しい聞き方ではなくて、泊原発で起きた作業員の事故がありましたと、ああいう患者さんについて、あの場合は岩内の協会病院に行きましたけれども、後志の基幹病院である小樽病院でもああいう患者さんを受け入れる用意はないのかと、こういう質問ですから、「それは今後検討しなければならない問題ですね」と、そういうお答えしたわけです。

それで、事故の問題ですけれども、1つはこの間のような労災事故、それからもう1つは、いわゆる放射性物質の大量放出による被曝事故といいますが、2つあるんですけれども、放射能の関係の事故については、道の原子力防災計画の中でそれぞれ規定がありまして、被曝者について、今後治療を要する方についてはそういった専門の病院へ運びましょうと。それは北大、札幌医大、旭川医大とこういうふうに規定されていますから、小樽はそういう受け入れ施設はないわけです。ですから、当然そういう一般の労働災害の患者さんを小樽へ搬送されて、受け入れる体制というものはこれからも協議をしながら検討してもいいんじゃないかと、こういう趣旨でございます。

○松本(聖)委員

その防災計画は私も承知しております。放射線による傷害が起きた患者さんを受け入れる病院も承知しております。でも市長がおっしゃったのは違うんですよ。「民間病院を含め、救急患者の受入態勢を考えておく必要がある」とおっしゃったんです。だから、このためにはどういう対策が必要なんですかと聞いたんですが、わからんという状況だったんです。

○市長

わからんのではなくて、現に2回目の事故がありまして、クレーンの間に挟まったとかという事故があったですね。あれはヘリコプターで札幌に運ばれましたけれども、ああいう患者さんも、場合によっては、急ぐ場合は市内でできないかという要請もあるかもしれないですね。ですから、そういう受け入れが公民含めて検討できないかということをお話ししました。

○松本(聖)委員

だから、私は受け入れるのはやぶさかではないし、こういう患者さんに関しては、むしろ積極的に受け入れるべきだと言いましたよね。ただ、そのためには設備が必要だから、その設備に対して市長はどのようにお考えですかとお伺いしたんです。

○市長

特別な設備は要らないとか、現状の施設の中で対応できないかどうかと、そういうことでございます。

○松本(聖)委員

現状の施設では対応できないでしょう。汚染された患者なんだから。

○市長

除染されて来るんです。

○松本(聖)委員

除染されて来るんですか。

○市長

そうです。

○松本(聖)委員

このたびの岩内協会に運ばれた患者は除染されていなかったんですよ。

○市長

したんです。詳しくは知りませんが、除染は一応したんですよ。したんですけれども、話によりますと、あおむけで倒れていたものですから、床の方に汚染されていた下着類にまだ若干汚染があったと、しかし、それはほかの人に影響を与えるほどの量ではなかったということです。ですから、除染は一応したんです。

○松本(聖)委員

それは認識が甘いですよ。除染されたって、汚染された下着をつけたまま来たんだから。

○市長

そうです。

○松本(聖)委員

そうでしょう。それに看護婦なり、医者なりは触れる可能性もあるわけですよ。触れたら汚染されるんですよ。

○市長

汚染されない程度の量です。

○松本(聖)委員

汚染されない程度の汚染だったんですか。

○市長

そう聞いています。

○松本(聖)委員

それは汚染と言いますか。ただ、そういう患者だとは限らないでしょう、市長。もっと強度の汚染をされた患者さんが来るかもしれないですよ。ましてや、このたびなんて。

(「入れないんですよ。これは防災計画で決まっている話だから、汚染されていれば」と呼ぶ者あり)

○松本(聖)委員

小樽ではそんなのは受け入れられないんだと言えばそれまでなんだけれども。

(「原発を認めたのがよくないんだ」と呼ぶ者あり)

○松本(聖)委員

それは極論。今回の汚染状況を私も聞きましたけれども、結構汚れているんだ。7.5ベクレル、1平方センチメートル当たりですよ。頭においては3.8ベクレル、これも1平方センチメートル当たりですね。除染後においても3.8ベクレルですよ。これ体ですよ。これで全然安全だという根拠にはならないでしょう。パンツに至っては95ベクレル。これ、かなりの量なんですよ、放射線医学の立場から考えると。これをもってして安全な患者さんが運ばれてくるということにはならないのだから、市長が受け入れるとおっしゃったからには、きちんとした対応を関係機関と協議するべきなんではないですか。

○市長

私の方は汚染された患者を受け入れる施設はありませんので、あくまでも除染された後に、そういった人がいれば小樽でも受け入れることは検討できないかということで、現在協議させてもらっているということです。

○松本(聖)委員

わかりました。小樽市においては、完璧に除染された患者しか受けないということでいいですね。

○市長

現状では。

○松本(聖)委員

わかりました。以上です。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、自民党へ移ります。

成田委員。

○成田委員

時間もかなり来ていますので、自民党の質問は控えさせていただきます。質問は、明日、明後日にします。

○委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。